

基本構想の実現に向けた政策体系と主な取組

平成 1 6 (2 0 0 4) 年 1 1 月

【 目 次 】

1	政策体系	1
	基本政策		
	安全で快適に暮らすまちづくり	2
	幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	3
	人を育て心を育むまちづくり	4
	環境を守り自然と調和したまちづくり	5
	活力にあふれ躍動するまちづくり	6
	個性と魅力が輝くまちづくり	8
	参加と協働による市民自治のまちづくり	9
2	主な取組	10
〔 資 料 〕			
1	基本構想におけるまちづくりの基本目標と基本政策体系	41
2	まちづくりの基本方向・政策に反映すべき基本的視点	42

この冊子は、基本構想に示すまちづくりの基本目標の実現に向けて取り組む政策体系と、これに基づく主な取組を整理したものです。

「政策体系」では、基本構想に掲げる、基本政策（第1階層）、政策の基本方向（第2階層）、基本施策（第3階層）の各階層に加え、この体系の下に現時点で想定される施策課題案を第4階層として示しています。

「主な取組」では、各基本政策に基づいて現在検討している施策の中から、めざしていく「まちづくりの基本方向」や「政策に反映すべき基本的視点」などを反映しているものをまとめたもので、今後取り組む施策内容に加えて、基本構想の考え方に基づいて、どのような発想や手法で施策を展開していくかを「施策展開のポイント」として示しています。

なお、「政策体系」における施策課題案及び「主な取組」における各施策の取組内容や達成目標、施策展開については、現在、総合計画の計画年次初年度である平成17（2005）年度予算の編成作業中であり、今後さらにその内容等について検討、調整を行います。

政策体系

施策課題案（第4階層）の各名称の末尾に番号を付記しているものは、当該施策課題案がどの「主な取組」に関連しているかを、「主な取組」の通し番号で示したものです。

基本政策 安全で快適に暮らすまちづくり

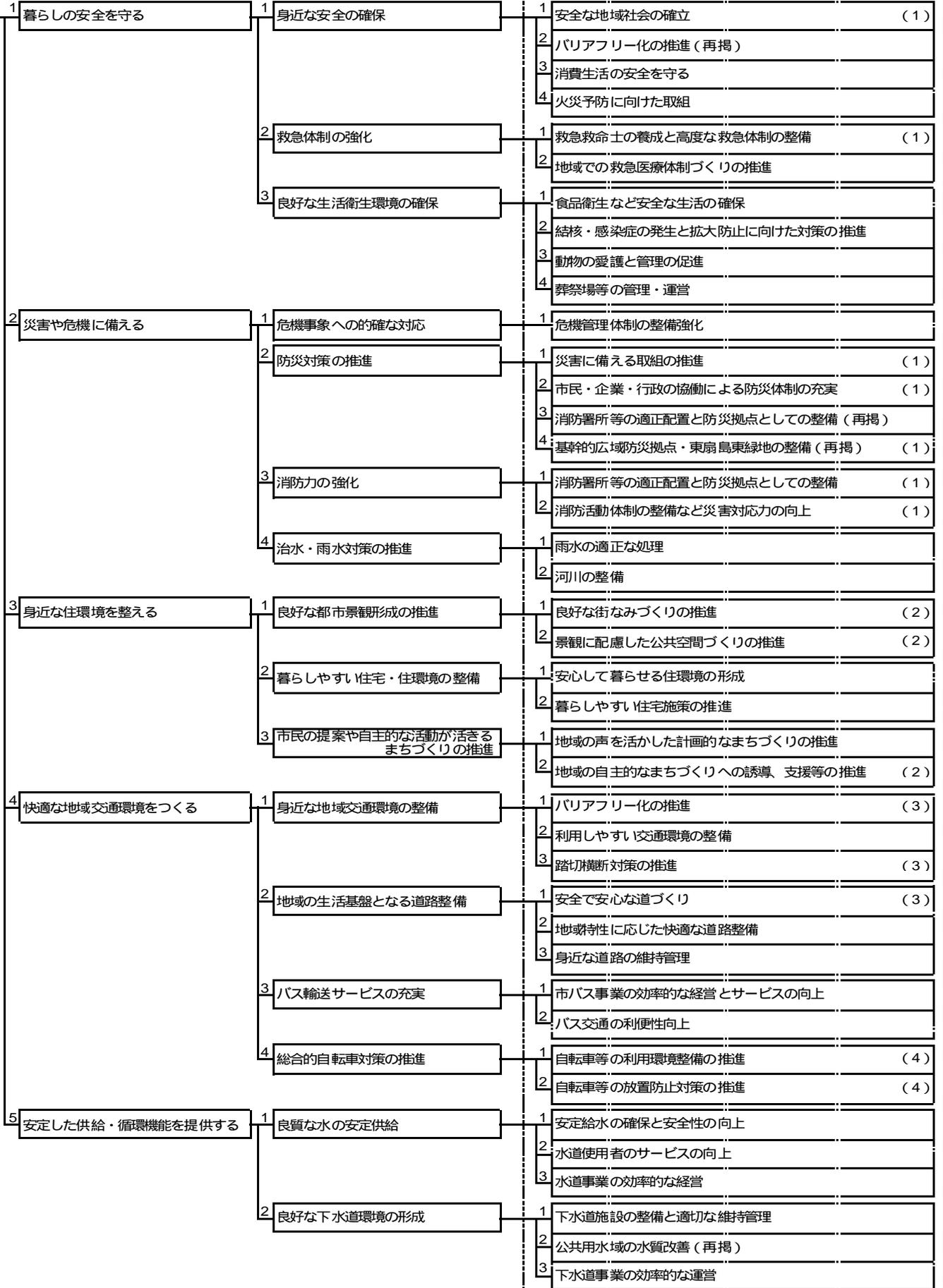
基本政策（第1階層）

安全で快適に暮らすまちづくり

政策の基本方向（第2階層）

基本施策（第3階層）

施策課題案（第4階層）



基本政策 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

基本政策（第1階層）

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

政策の基本方向（第2階層）

1 超高齢社会を見据えた
安心のしくみを育てる

2 障害のある人が地域で
共に暮らせる社会をつくる

3 安心な暮らしを保障する

4 すこやかで健全に暮らす

5 地域での確かな医療を供給する

基本施策（第3階層）

1 地域で共に支え合う福祉の推進

2 健康で生きがいを持てる地域づくり

3 介護予防の促進

4 介護サービスの充実

1 障害への理解と支え合いの促進

2 障害者の地域生活支援の充実

3 障害者の自立と社会参加の促進

1 自立生活に向けた取組の推進

2 確かな安心を支える給付制度の運営

1 市民の健康づくりの推進

2 地域での健康づくりの
ネットワーク化の推進

1 医療供給体制の確保

2 信頼される市立病院の運営

施策課題案（第4階層）

1 地域福祉を支える担い手づくり
2 地域でのきめ細やかな支え合いの促進
3 地域で保健福祉を進めていくしくみづくり

1 高齢者の積極的な社会活動の促進
2 高齢者の社会参加の場づくりの支援
3 シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援

1 効果的な介護予防のしくみづくり (5)
2 介護相談支援機能の充実

1 介護保険サービスの提供
2 高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供 (6)
3 痴呆性高齢者施策の充実 (6)
4 高齢者の多様な居住環境の整備 (6)
5 福祉・生活文化産業の振興（再掲）

1 障害を正しく理解するための啓発促進
2 障害者を支える人材の育成
3 障害者を地域で支える支援団体等のネットワークの構築

1 在宅サービスの充実 (7)
2 日中の活動の場の整備と充実 (7)
3 地域で暮らす生活の場の確保 (7)
4 地域生活支援型入所施設への転換と整備 (7)

1 障害特性に応じた専門的支援と相談機能の提供 (7)
2 自立支援と権利の擁護の推進
3 就労の促進 (7)
4 社会参加の促進
5 バリアフリー化の推進（再掲）

1 生活保護制度の適正な実施と自立の促進
2 ホームレスの自立支援の推進 (9)

1 国民健康保険制度の安定した運営
2 医療費等の支援の実施
3 公害健康被害者の救済及び健康の回復の促進
4 国民年金制度の実施

1 市民の生涯を通じた健康自己管理への支援 (5)

1 市民が主体の健康づくりへの支援 (5)

1 地域における医療機関の連携の推進
2 医療人材の養成の推進

1 医療の質及び患者サービスの向上 (8)
2 病院事業の効率的な運営 (8)

基本政策 人を育て心を育むまちづくり

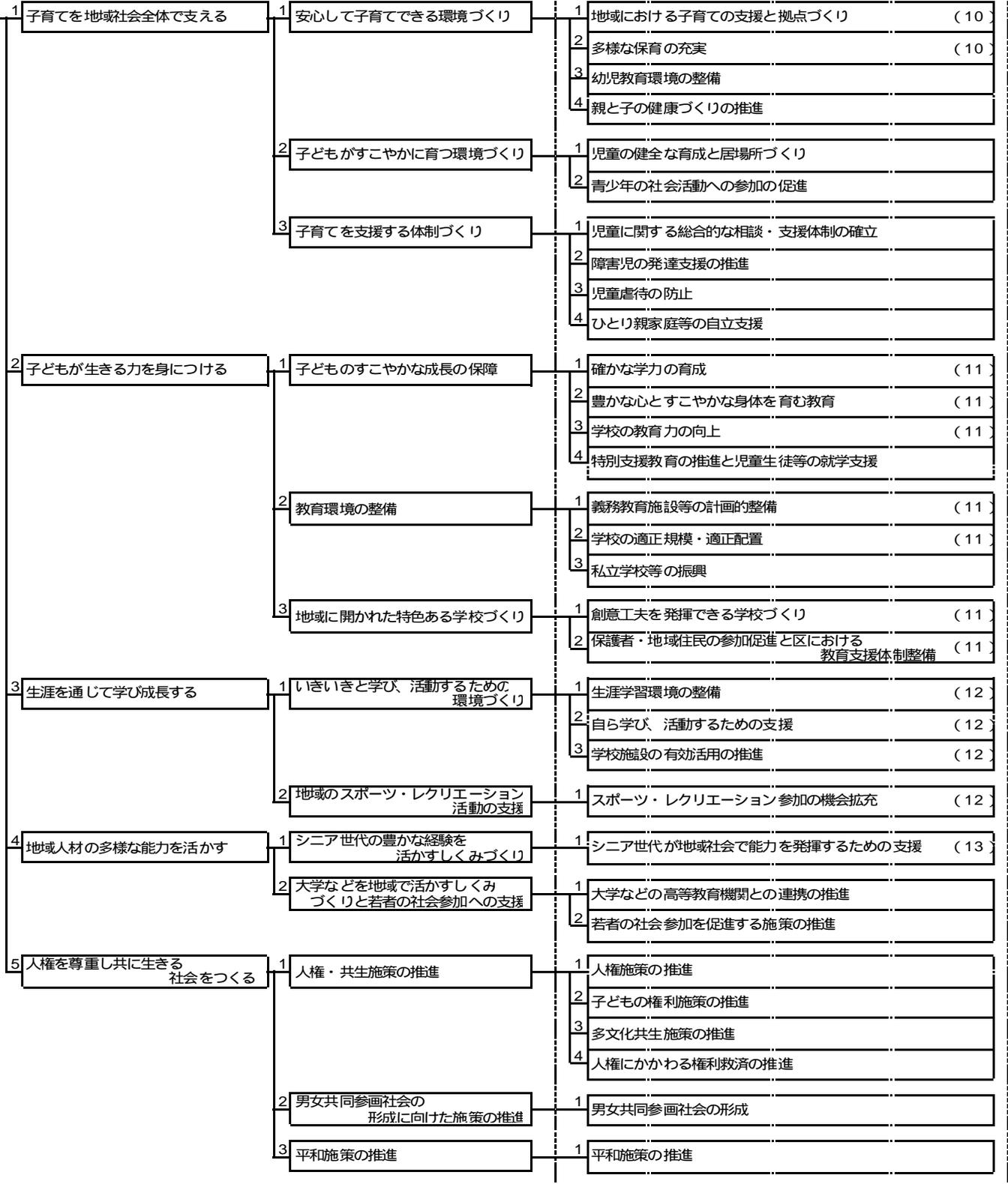
基本政策（第1階層）

人を育て心を育むまちづくり

政策の基本方向（第2階層）

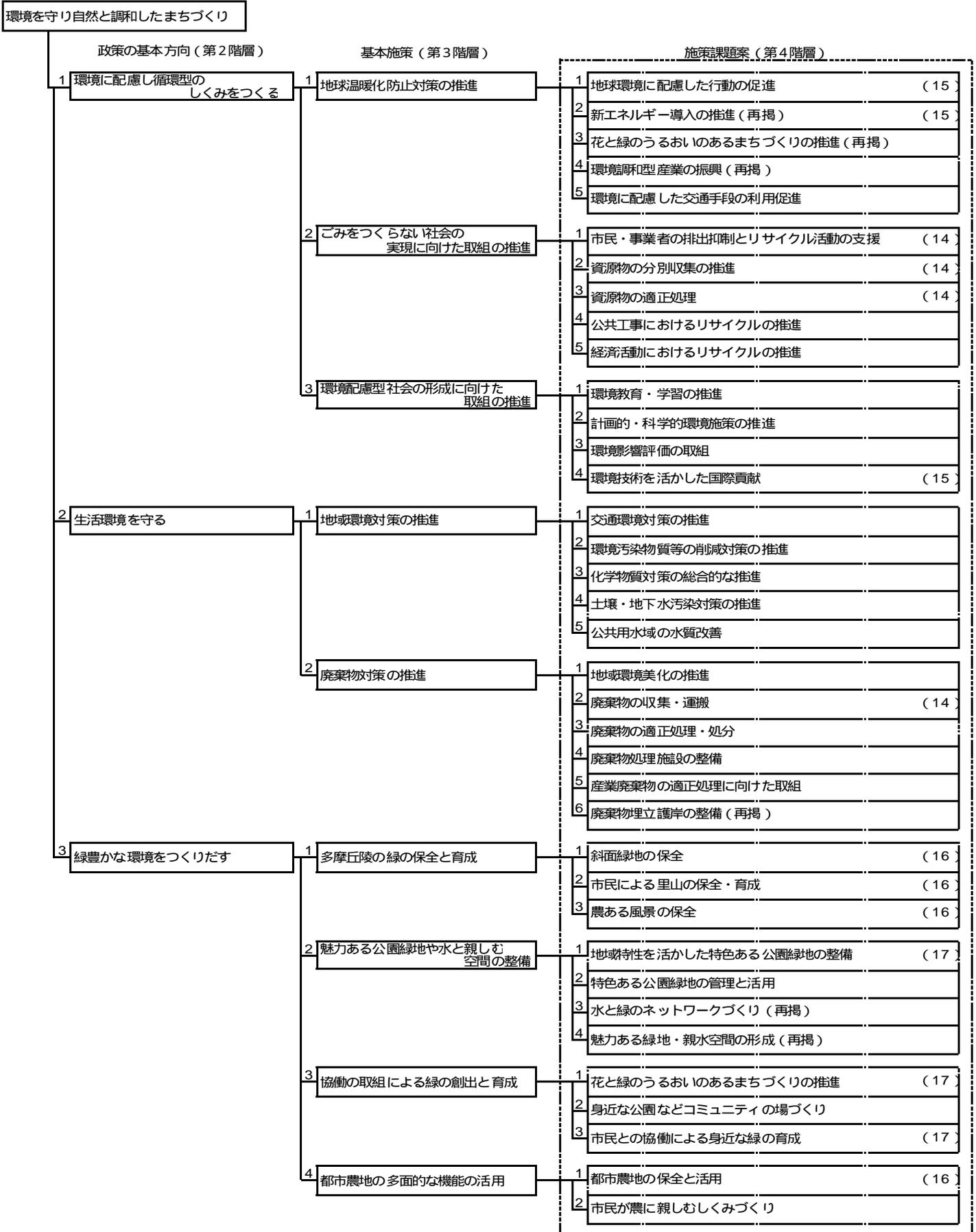
基本施策（第3階層）

施策課題案（第4階層）



基本政策 環境を守り自然と調和したまちづくり

基本政策（第1階層）



基本政策 活力にあふれ躍動するまちづくり

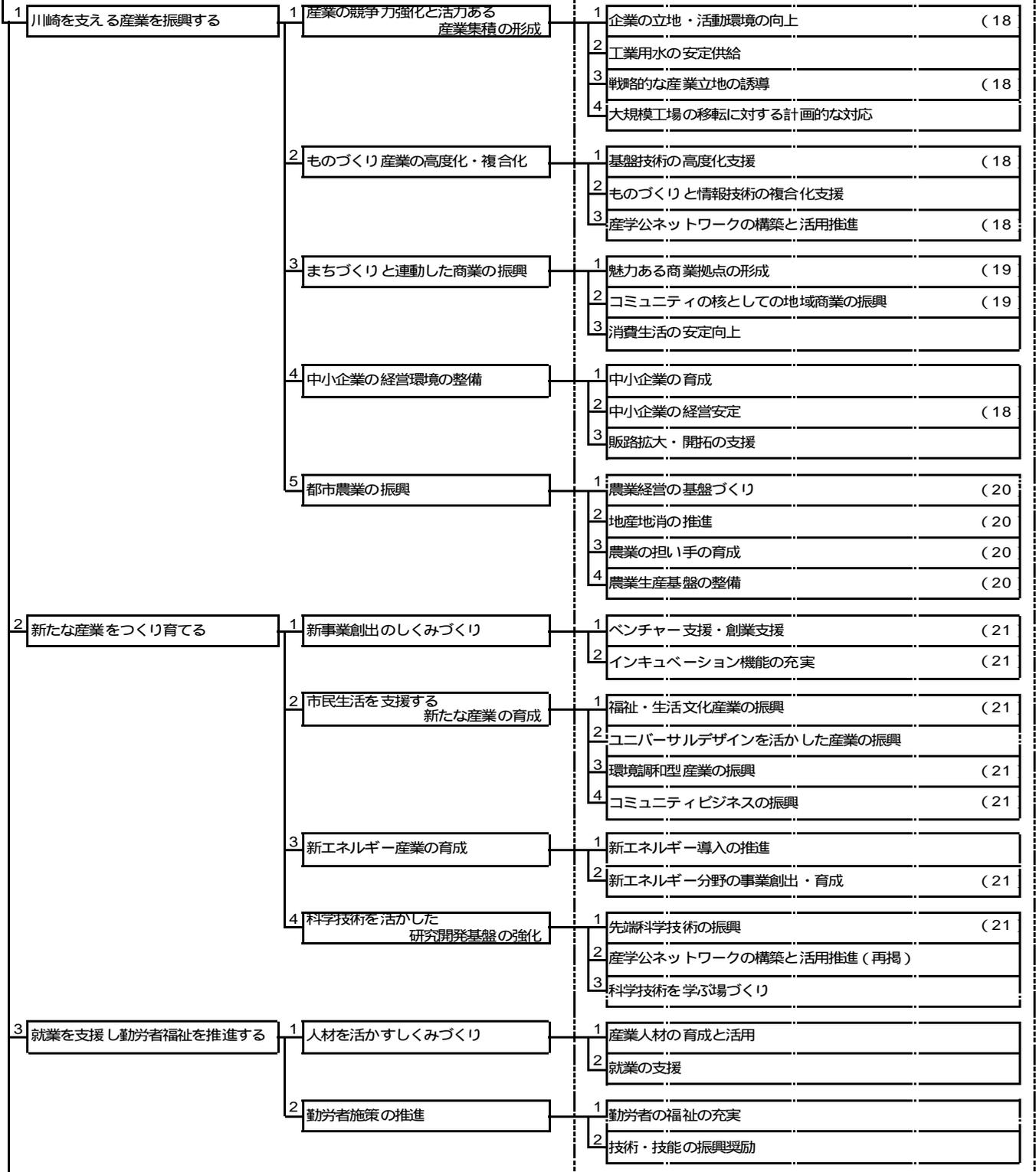
基本政策（第1階層）

活力にあふれ躍動するまちづくり

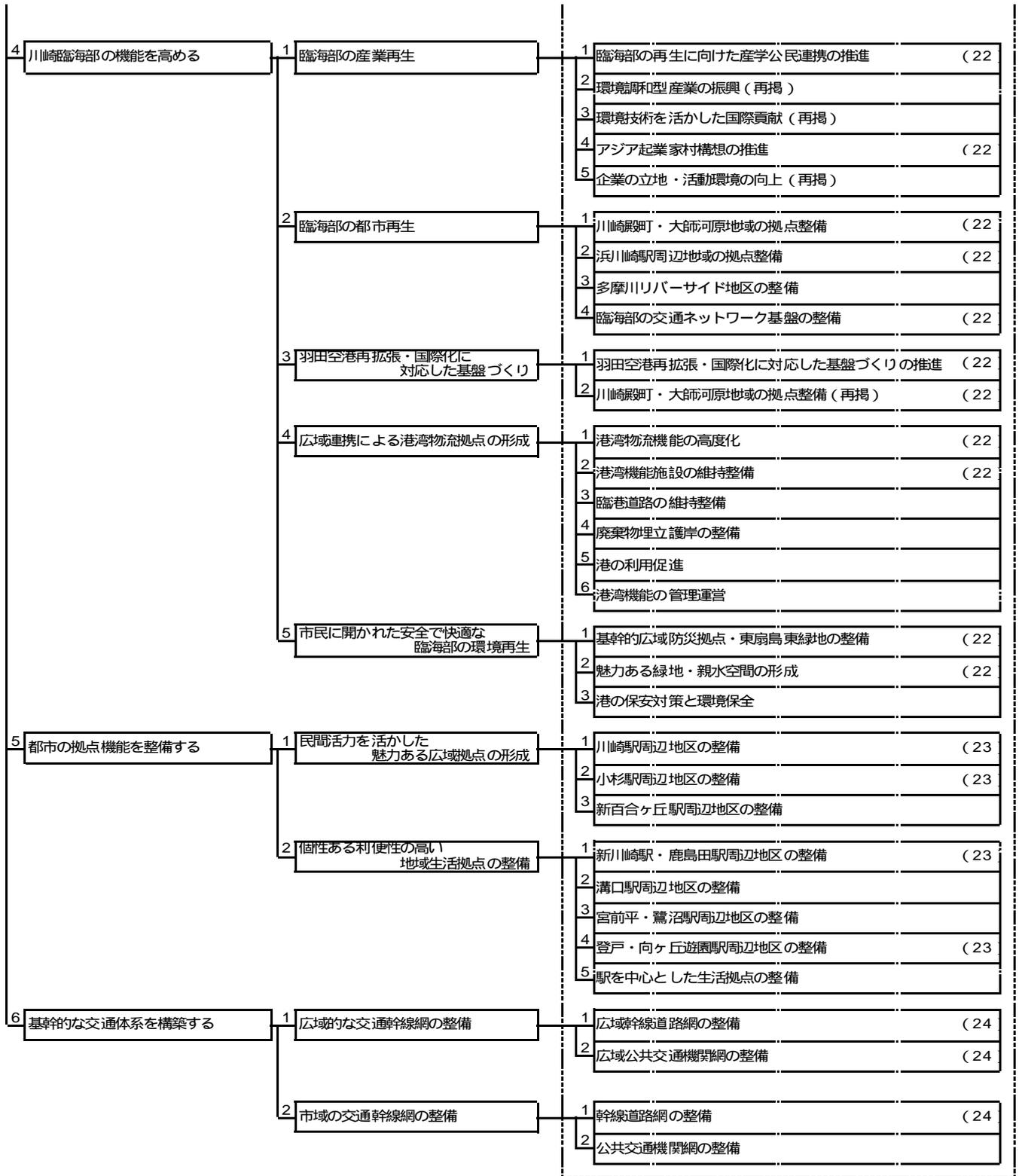
政策の基本方向（第2階層）

基本施策（第3階層）

施策課題案（第4階層）



基本政策 活力にあふれ躍動するまちづくり



基本政策 個性と魅力が輝くまちづくり

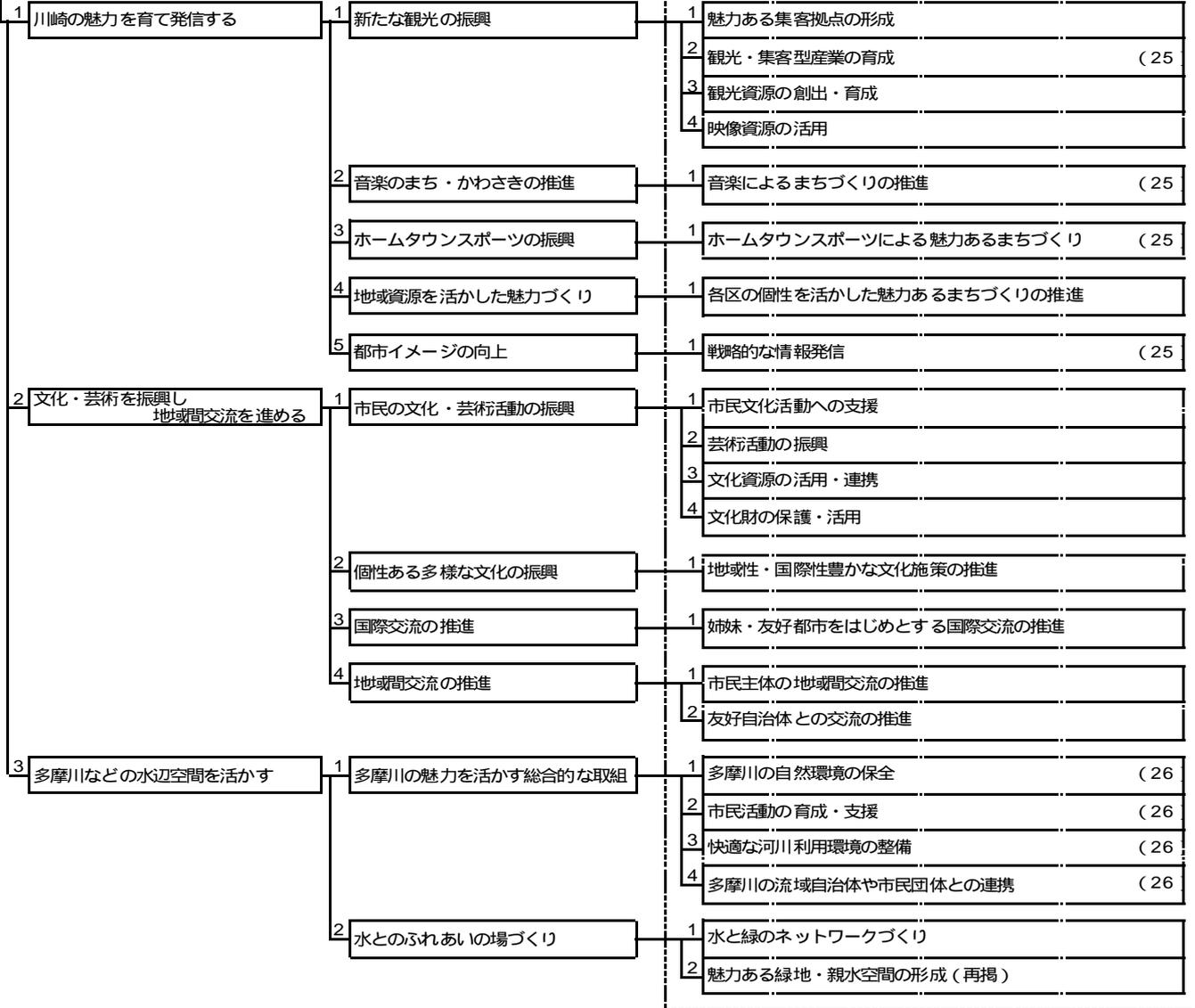
基本政策（第1階層）

個性と魅力が輝くまちづくり

政策の基本方向（第2階層）

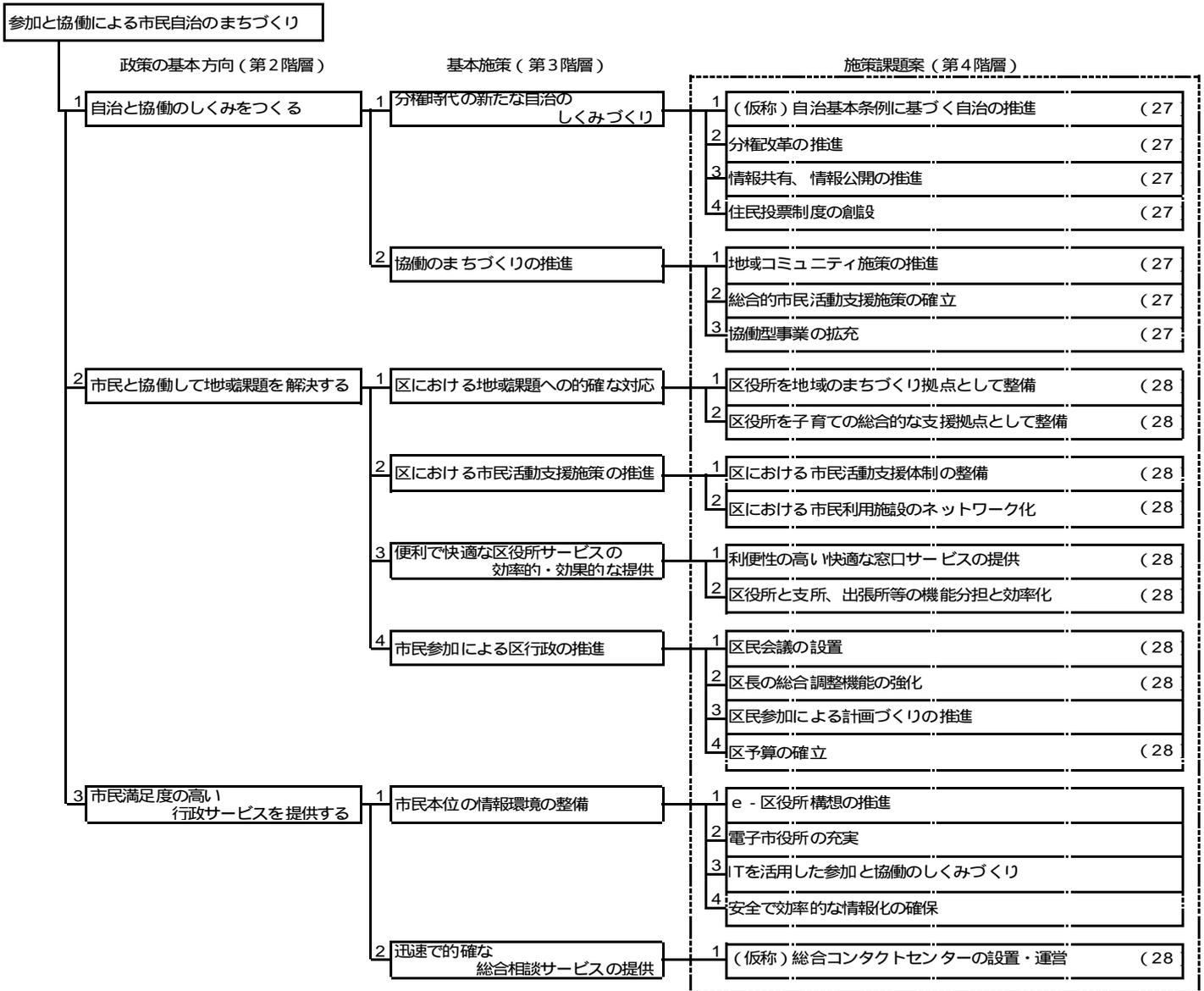
基本施策（第3階層）

施策課題案（第4階層）



基本政策 参加と協働による市民自治のまちづくり

基本政策（第1階層）



主 な 取 組

それぞれの「主な取組」が、どの政策体系に基づく施策であるかを表すために、ページ右上に政策体系の体系コードを示しています。

基本構想の実現に向けた主な取組

基本政策	主な取組	頁
安全で快適に暮らすまちづくり	(1) 地域の安全対策	1 2
	(2) 地域の自主的なまちづくりへの対応	1 3
	(3) 地域交通環境の整備	1 4
	(4) 総合的な自転車対策	1 5
幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	(5) 健康づくりと介護予防	1 6
	(6) 高齢者の多様な居住環境の整備	1 7
	(7) 障害者の地域生活支援	1 8
	(8) 市立病院の運営	1 9
	(9) ホームレスの自立支援	2 0
人を育て心を育むまちづくり	(10) 子育て環境の整備	2 1
	(11) 子どもの教育環境の整備	2 2
	(12) 生涯学習の推進	2 3
	(13) 地域人材の能力を活かす取組	2 4
環境を守り自然と調和したまちづくり	(14) ごみをつくらない社会をめざした取組	2 5
	(15) 地球環境に配慮した取組	2 6
	(16) 多摩丘陵の緑の保全	2 7
	(17) 公園緑地の整備と緑の創出	2 8
活力にあふれ躍動するまちづくり	(18) 川崎を支える産業の振興	2 9
	(19) 商業の振興	3 0
	(20) 都市農業の振興	3 1
	(21) 新たな産業の創出	3 2
	(22) 川崎臨海部の機能強化	3 3
	(23) 都市拠点の整備	3 4
	(24) 基幹的交通体系の構築	3 5
個性と魅力が輝くまちづくり	(25) 川崎の魅力づくりと発信	3 6
	(26) 多摩川の魅力を活かす取組	3 7
参加と協働による市民自治のまちづくり	(27) 自治と協働のしくみづくり	3 8
	(28) 地域課題解決の推進と市民活動の支援	3 9

政策体系（体系コード）
 1-1-1-1、1-1-2-1、1-2-2-1、1-2-2-2
 1-2-2-4、1-2-3-1、1-2-3-2

安全で快適に暮らすまちづくり

（１）地域の安全対策

施策展開のポイント

- ・市民の関心が高い身近な生活の安全・安心を守るための市民が実感できる施策を推進する。
- ・地域防災力の強化や地域での犯罪の防止を自助・共助・公助の考え方にに基づきながら進める。
- ・県、近隣自治体や警察、さらに市民や企業との協働・協調を重視しながら施策を展開する。

現状・背景

増加する地域での犯罪を防止し、安全・安心なまちづくりのため、警察や地域住民との連携・協働による実効的な防犯対策を進める必要がある。

市単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な災害に対しては、国等と協調しながら的確な応急復旧活動を行う防災活動拠点の整備が必要である。

地域の総合的な防災力の強化を図るためには、自主防災組織の初期活動や企業による防災資源の提供などが必須であり、市民・企業・行政の役割分担のもと地域全体の総合的な防災体制を構築する必要がある。

市民が安心できる暮らしを確保するために、市全体の消防力を強化・確保することが基本的な災害の備えとして必須である。

取組内容と達成目標

県警など関係機関や近隣自治体との連携により、市民・地域との協働のもとに地域主体による防犯パトロールなど防犯施策に取り組む。

達成目標 犯罪の起こらない地域社会をつくる。

市民・企業・行政の協働による総合的な防災体制を構築していくために、市立学校等の耐震補強や地域の実情に応じたマニュアルの整備、さらには、備蓄のあり方を見直すなど、それぞれの役割分担を明確にし、地域の防災力を強化する。また、高齢者や障害者などのいわゆる災害弱者の避難所として福祉施設を活用していくなど災害弱者に対する施策を推進していく。

達成目標 災害時に実効性のある地域防災体制を確立し、地域の防災力の向上をめざす。

基幹的広域防災拠点等の整備と防災拠点のネットワークを形成することにより甚大な災害への対応力を高める。

達成目標 基幹的広域防災拠点、大師河原河川防災ステーションを整備する。

震災時に防災拠点として整備が必要な消防署や老朽化の著しい出張所を順次改築していく。

達成目標 中原消防署、幸消防署など老朽化した消防署所を改築する。

市内の署所を適正に配置するとともに、消防力や救急体制の向上・強化を進める。

達成目標 消防署所の適正配置と指揮情報隊の設置及び救急隊の増隊を図る。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
防犯対策	「(仮称)川崎市安全	安心まちづくり対策会議	による総合的防犯施策の推進	犯罪の起こらない地 域づくり
基幹的広域防 災拠点等の整備		基幹的広域防災拠点、大師河原河川防災ステーションの整備		
防災体制の確立		流通備蓄への転換 地震対策条例の改正		地域の防災力の向上
消防署の改築	高津消防署の改築			防災拠点としての整 備と災害時の対応力 を強化
消防署所の 適正配置		中原消防署・幸消防署の改築 消防署所の適正配置		

政策体系（体系コード）
1-3-1-1、1-3-1-2、1-3-3-2

安全で快適に暮らすまちづくり

(2) 地域の自主的なまちづくりへの対応

施策展開のポイント

- ・身近なまちづくりや良好な都市景観の形成を、地域の主体的な取組や、市民や事業者、行政との協働のもとに推進する。
- ・良質で身近な地域環境の整備を進めるために、市民や地域の主体的なまちづくりを推進するしくみをつくる。

現状・背景

地域社会の成熟化に伴い、魅力的な街なみづくりや、安心して住み続けられるまちづくりの実現が求められているとともに、地域のまちづくりに主体的に取組む市民の活動が活発化している。

都市計画マスタープランの区民提案の策定が進められ、新たな総合計画に基づく全市域及び各区の都市計画マスタープランの策定が行われるとともに、地域の主体的なまちづくりに対する気運が高まっている。

取組内容と達成目標

地域の自主的なまちづくりの推進に向け、市民参加の意義や市民と行政の役割分担、具体的な市民参加の方法や計画策定・実行に向けたプロセスなど、まちづくりのしくみを構築し明確化することにより、魅力ある街なみづくりなどに対する市民の発意を受け止め、自主的な取り組みによるまちづくりを促進する。

達成目標 地域主導のまちづくりにより良質な景観や市街地の形成を促進する。

都市計画マスタープランなどの策定の取組を契機に、気運の高まった地域から、自主的なまちづくりを進めて行く。

達成目標 地域の課題を地域で解決する、地域の主体的なまちづくりを促進する。

拠点地区の整備や多摩川の景観形成などにおいても、計画づくりの段階から市民や事業者による合意形成を進め、様々な主体の協働により良質な公共空間づくりを促進する。

達成目標 小杉駅周辺地区や多摩川において景観形成を進め、本市の魅力を高める。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
地域の自主的なまちづくり		<p>しくみづくり</p> <p>地域の主体的な合意形成</p>	<p>によるまちづくりの実践</p>	<p>良質な景観や市街地環境の形成を各地域で促進</p>
拠点地区の都市景観形成や多摩川の景観形成		<p>小杉駅周辺地区の景観計画</p> <p>多摩川の景観ガイドライン</p>	<p>の策定と実施</p> <p>の策定と実施</p>	<p>景観形成の計画策定と実践</p>

政策体系（体系コード）
1-4-1-1、1-4-1-3、1-4-2-1

安全で快適に暮らすまちづくり

(3) 地域交通環境の整備

施策展開のポイント

- ・市民の関心が高い身近な生活の安全・安心を守るための市民が実感できる施策を推進する。
- ・警察、鉄道事業者などとの連携や市民参加により効果的できめ細かな施策を展開する。

現状・背景

高齢化の急速な進行や障害者の社会参加の促進などの観点から、バリアフリーのまちづくりの必要性が高まっている。

生活道路（9m未満の道路）での事故の発生度合いが高いことなどから、身近な道路の安全に対する市民の関心が高まっている。

取組内容と達成目標

交通バリアフリー法に基づく重点整備地区において、市民、交通事業者、警察等を交えた協議会で検討し、視覚障害者誘導用ブロックの整備、バス停留所の構造の改善、歩道の拡幅や歩道段差の解消など移動の利便性及び安全性の向上を促進する。

達成目標 重点整備地区等におけるバリアフリー対策を推進する。

重点整備地区 川崎駅周辺、溝口駅周辺、武蔵小杉駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺

事故の発生割合が高い地区を指定した「あんしん歩行エリア」において、市民や警察との協働・協調により、交通安全施設の整備（横断防止柵、カーブミラー、交差点のカラー化等）や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など総合的な安全対策を実施し、交通事故発生件数の減少をめざす。

達成目標 市内8箇所の「あんしん歩行エリア」内の交通事故発生件数を2～3割削減する。

指定エリア 観音地区、富士見公園地区、戸手地区、武蔵小杉駅周辺地区、溝口駅周辺地区、宮前平駅周辺地区、登戸駅周辺地区、新百合ヶ丘駅周辺地区 計8箇所

鉄道事業者等との連携により、踏切遮断時間の改善や踏切内の歩行帯の確保などを進め、通学路等の踏切横断対策に取り組む。

達成目標 踏切の安全性や横断の円滑化の向上に努める。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
バリアフリー化の推進	重点整備地区の指定 (川崎駅周辺、溝口駅周辺、武蔵小杉駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺)	重点整備地区等におけるバリアフリー化		重点整備地区等におけるバリアフリー対策を推進
あんしん歩行エリアの整備	実施計画の策定	市内8箇所の整備		交通事故の2～3割の削減
踏切横断対策の推進		踏切横断対策の推進		踏切の安全性や横断の円滑化

政策体系（体系コード）
1-4-4-1、1-4-4-2

安全で快適に暮らすまちづくり

(4) 総合的な自転車対策

施策展開のポイント

- ・市民の関心が高い身近な課題解決に向けて、市民が実感できるものとして集中的に取り組む。
- ・市民・企業・鉄道事業者・行政の協働の取組によって、放置自転車解消に向けた総合的な取組を進める。
- ・環境に優しい身近な交通手段として、自転車利用環境の整備を進める。

現状・背景

自転車は環境にやさしい交通手段として市民に手軽に利用されている一方で、駅周辺等における放置自転車による歩道の占領や街の景観への悪影響などが問題となっている。

放置自転車対策として、駅周辺の駐輪場を整備するだけでなく、既存の駐輪場の有効活用や啓発活動など、市民・事業者との連携による総合的な取組が必要となっている。

取組内容と達成目標

駅周辺における駐輪場の整備と自転車等の放置禁止区域指定の拡大や、撤去した自転車の保管場所の確保など鉄道事業者との連携等により総合的な放置自転車対策を進める。

達成目標 放置自転車台数を削減するとともに、放置台数が特に多い駅について、モデル的に地域を指定し放置自転車の解消をめざす。

一定規模以上の商業施設等への駐輪場の附置義務制度の実施や利用効率の悪い駐輪場の料金体系の見直しを図ったり、案内板の設置や自転車誘導員の配置、ボランティアの協力等による利便性の向上、また市民への啓発活動を通じマナー、モラルの向上等の取組を進める。

達成目標 駐輪場の利用効率の改善を図る。

自転車走行空間整備のあり方を検討するなど、自転車利用環境の整備について総合的に取り組む。

達成目標 自転車との共生を実感できるまちづくりを実現する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
放置自転車の削減			駐輪場の整備・放置自転車の撤去及び放置防止	放置自転車台数の削減
制度・仕組みの見直し	附置義務の制度化	附置義務制度の施行 料金格差など現行制度の見直し		駐輪場の利用効率の改善
自転車利用環境の整備		自転車利用環境向上の総合的な取組		自転車との共生のまちづくりの実現

政策体系（体系コード）
2-1-3-1、2-4-1-1、2-4-2-1

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

(5) 健康づくりと介護予防

施策展開のポイント

- ・高齢者の要介護対策や罹患時の医療対策だけでなく、発想や手法を転換しながら、こうした状況を予防する市民が実感できる施策に重点的に取り組む。
- ・市民の主体的な健康づくりへの取組を、市民・企業・各種団体・行政の協働により支える。

現状・背景

病気の早期発見や治療にとどまらず、生活習慣病に起因する壮年期死亡や障害を予防し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることが課題である。

高齢者人口がますます増加していく中で、ケアを必要としている人数も増加しており、特に、要介護1、要支援の比較的軽度の方の伸びが全体を引き上げている。軽度者を対象とした新・予防給付の創設に併せて介護予防に関連する制度・事業の重要性が増している。

取組内容と達成目標

市民及び地域の健康づくり関係団体・保健医療関係団体・学校・企業等と行政が健康づくりのめざす方向や健康課題を共有し、各々の役割を担いながら健康づくりを推進する。

達成目標 生活習慣病予防など、かわさき健康づくり21の健康水準目標を達成する。

基本健康診査の受診率を高めながら、高齢化に伴う悪性新生物・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病を予防する。

達成目標 市民の日常生活をより健康的に改善し疾病を予防する。

パワーリハビリテーションプログラムや低栄養予防プログラムなど、効果の検証を踏まえた介護予防プログラムを推進するとともに、社会福祉施設等の痴呆性高齢者や要介護高齢者の精神的な安定と体の機能の衰えを予防、あるいは、維持・改善に効果的である音楽療法等の普及を図る。

達成目標 パワーリハビリ等各種プログラムの推進により健康状態を改善する。

高齢者が要介護状態となることなく、元気でいきいきと地域で生活することができるための既存施設を有効活用した地域での拠点形成など、地域での介護予防の具体的な取組を推進する。

達成目標 高齢者の要介護状態への移行や悪化を防ぐ。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
かわさき健康 づくり21の推 進		健康づくり事業の推進・人材養成		生活習慣病予防など 健康水準目標の達成
		計画改定	最終評価	
介護予防事業		介護予防プログラムの推進・充実 ・パワーリハビリテーション ・低栄養改善 ・高齢者音楽療法 等		高齢者の健康状態の 改善と要介護状態へ の移行や悪化の防止
介護予防推進 ネットワークの 整備		全市モデル実施	継続的な整備の推進（介護予防拠点）	

政策体系（体系コード）
2-1-4-2、2-1-4-3、2-1-4-4

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

(6) 高齢者の多様な居住環境の整備

施策展開のポイント

- ・従来の居住環境整備から発想を転換して、地域密着型の居住環境整備を重視した施策を推進する。
- ・民間活力主導によって、多様なニーズに応える多様な事業主体や事業手法による効果的できめ細やかな施策を展開する。

現状・背景

高齢化の急速な進行の中、介護を必要とする高齢者も毎年増加しており、その結果、要介護高齢者の施設サービスの一つである特別養護老人ホームについて、施設整備を行っているにもかかわらず、需要に供給が追いつかない状況である。

特別養護老人ホームをはじめとする施設サービスの提供コストが在宅サービスに比べ高いため、施設介護と在宅介護などの各サービス間での負担や格差が大きくなっている。

取組内容と達成目標

施設サービスと在宅サービスを一体的に居住系サービスの基盤整備としてとらえ、施設と在宅を区別しないサービス提供のしくみを構築し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定に反映する。

達成目標 高齢者それぞれの状態に応じた施設サービスや在宅サービスを提供する。

地域密着型の小規模多機能施設やサテライト型施設、痴呆性高齢者グループホームなどを民間事業者等の参入を促進し整備するとともに、安心ハウス構想の普及など高齢者向けの居住環境づくりを進める。

達成目標 高齢者が可能な限り地域で住み続けられる環境をつくる。

施設整備については、民間活力の積極的活用策や、新たに様々な手法を取り入れることにより整備を推進するとともに、必要度の高い高齢者から施設サービスを受けることができるような取組を進める。

達成目標 多様な主体・手法により高齢者居住環境を提供する。

デイサービス、訪問介護、緊急時におけるショートステイ等、可能な限り地域で住み続けられる環境づくりや要介護高齢者の介護度の進行予防、要介護状態の改善に向けた介護予防拠点などを含めた受け皿づくりを基本とした在宅支援サービスの強化を進める。

達成目標 要介護高齢者の増加を抑制する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第2期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定	第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	高齢者それぞれの状態に応じた施設サービスや在宅サービスの提供
施設サービス	特別養護老人ホーム等の整備		新たな整備手法による民間主体の整備の促進	
在宅サービス		・安心ハウス構想の普及 ・高齢者向け優良賃貸住宅の整備 ・痴呆性高齢者グループホームの整備		

政策体系（体系コード）
 2-2-2-1、2-2-2-2、2-2-2-3、2-2-2-4
 2-2-3-1、2-2-3-3

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

(7) 障害者の地域生活支援

施策展開のポイント

- ・ 障害者施策を在宅支援中心に転換し、地域生活の支援とともに自立と社会参加を促進するきめ細やかな施策に取り組む。
- ・ 地域での理解を促進し、地域全体で障害者の生活を支援する、共生社会のしくみづくりを進める。

現状・背景

川崎市には2003年度末現在で障害者が約5万人おり、障害特性に応じた支援のシステムや総合的なリハビリテーションシステムを構築することが課題となっているとともに、障害者と家族の高齢化に対応した障害者施策の推進が必要である。

ノーマライゼーション理念の実現を図るため、就労支援などの地域での自立生活に向けた障害者施策への転換が必要である。

取組内容と達成目標

地域での自立生活を推進するため、ホームヘルプサービス、デイサービスなどのサービス提供を充実するほか、通所施設、デイサービス施設の整備を図り、入所・通所に係らず障害者施設を地域生活支援の拠点として展開する。

達成目標 障害をもっていても地域での自立した生活を営める環境をつくる。

障害者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援センター、地域作業所やグループホームなどを含め各障害者種別ごとの施設やサービスとの連携を図り、地域での生活支援機能の構築を進める。

達成目標 障害者の社会参加を促進する。

総合的な地域リハビリテーションシステム基本構想に基づき、中原区井田地区の障害者施設全体の再編整備を進める。

達成目標 リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備を具体化する。

地域リハビリテーションセンターや地域療育センターなどを中心とし、できるだけ身近な地域での障害種別を問わない総合的な専門的相談支援体制の構築を進める。

達成目標 全ての障害者への相談支援件数を増加させる。

通勤寮や就労援助センター、地域作業所など、働くことへの支援を充実し、障害者の社会参加を促進する。

達成目標 働く障害者の人数を増やす。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
地域での生活支援	支援費制度を基本としたサービスの実施	・ホームヘルプ ・デイサービス ・ショートステイなど	→	自立した地域での生活の確保
リハビリテーション福祉・医療センター	再編整備調査	基本構想・アセスメント	→ 再編整備の推進	総合的な地域リハビリテーションシステムの構築
北部地域リハビリテーションセンター	基本設計	実施設計・建設	→ 開設	

政策体系（体系コード）
2-5-2-1、2-5-2-2

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

(8) 市立病院の運営

施策展開のポイント

- ・市立病院として求められる役割を踏まえ、患者本位で満足度の高い医療サービスの提供を進める。
- ・経営的視点を重視しながら、安全性や利便性を確保した信頼される市立病院経営を進める。

現状・背景

医療技術の進歩や市民の生活水準の向上に伴い、高度専門医療の充実や安全な医療の提供など、医療や健康に対する市民の意識が高まっている。

医療制度改革の目的に沿って、患者の人権を尊重し患者本位の医療を提供するには、インフォームドコンセントや診療情報提供を充実し、患者が理解し納得して医療サービスを選択受診できる環境を整える必要がある。

取組内容と達成目標

市民が安心して市立病院を受診できるよう、医療技術や施設・設備を高機能化し、患者本位の医療を進めるため医療従事者の資質の向上を図り医療安全対策を推進するとともに、医療相談や苦情対応の充実を図る。

達成目標 市民の市立病院に対する信頼感を高める。（医療事故の無い安全な医療の提供）

患者のQOL（生活の質）を高めるため病院の療養環境を整備し、あわせて病院利用者の利便性を向上させる。

達成目標 患者の待ち時間の短縮や接遇サービスを向上する。

市立病院が担うべき役割を明確化するとともに、医療資源の効率的な活用に向けて、それぞれの市立病院が備えている医療機能を病院ごとに集約化・重点化し、機能分担と連携を進めるとともに、経営責任の明確化を図る。

達成目標 市民が安心できる質の高い医療を安定的に提供する。（病院経営の健全化を進め赤字を解消する。）

井田病院は、一般病床を縮小し医療機能の重点化を図り、専門的な成人疾患医療を担う病院として機能特化を進める。

達成目標 医療需要の精査を踏まえ、井田病院の再編整備を進める。

患者の継続的な医療の確保、医療資源の効率的利用及び地域医療水準の向上の観点から、患者紹介等の地域医療連携を推進し、医療の質と患者サービスを向上させ患者本位の医療サービスの供給を進める。

達成目標 かかりつけ医との地域医療連携を強化し、紹介率及び逆紹介率を向上する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
市立多摩病院 新設		救急災害医療センター設置 （全科対応型救急医療） 工事・開設		北部地域における医療機能の充実
井田病院再編		基本方針の決定	設計・工事・開設	高度・専門的な医療の提供
病院事業経営 健全化		経営健全化計画策定	経営健全化計画実行 ・患者満足度調査 ・経営評価システム	市民が安心できる質の高い医療の安定的な提供

幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

(9) ホームレスの自立支援

施策展開のポイント

- ・ 自助、共助、公助のバランスの取れた地域社会を目指し、ホームレスの援護から自立に向けた支援に施策を転換する。
- ・ 近隣自治体との広域的な連携を中心とした協調の取組を推進する。

現状・背景

市内のホームレスは、2004年7月現在1,028人で、川崎区が663人幸区が137人を占める。

1994年度からホームレスの生活の安定を図るため、食料品支給などの緊急援護策を展開してきたが、2003年度に緊急一時宿泊施設「愛生寮」を設置したことなどにより、面接・相談機能を中心とした自立支援策に転換する必要がある。

取組内容と達成目標

宿泊及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行う就労支援センターを設置し、公共職業安定所と連携したきめ細かな職業相談等を行い、ホームレスの自立を促進する。

達成目標 就労を促進し、ホームレスの人数を減少させる。

ホームレスの社会参加・貢献する活動、又は自立意欲を高める活動を展開する事業者を育成・支援し、事業者による技能講習や簡易就労の場の提供など自立支援のための環境整備を促進する。

達成目標 ホームレスの自立を支援する事業者の活動を活性化する。

アフターケア事業を行うNPO等民間支援団体と連携した取組を促進することや、公営住宅への入居支援や民間賃貸住宅の情報提供などを進め、安定した居住の場の確保を支援する。

達成目標 ホームレスの地域社会の中での自立した生活を維持・継続する。

公園等の公共施設で生活するホームレスの健康状態の悪化を防止するために、行政、市民、関係者の連携により公園内等における緊急一時宿泊施設を設置することにより、自立に向けた生活支援の取組を進める。

達成目標 緊急一時宿泊施設を設置し、ホームレスの生活環境を改善する。

ホームレス問題は広域的な行政課題であることから、横浜市、東京都等と連携した取組を推進し他都市との施策の均衡を図る。

達成目標 近隣自治体間の連携のとれた施策に取り組む。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
自立支援施策の推進		食料品支給事業の見直し	自立支援事業者の活動の促進	自立支援・就労支援による野宿生活の解消
就労支援センターの設置		定員50人程度		
公園型シェルターの設置		定員200人程度		緊急一時宿泊施設の設置による生活環境の改善

政策体系（体系コード）
3-1-1-1、3-1-1-2

人を育て心を育むまちづくり

(10) 子育て環境の整備

施策展開のポイント

- ・民間による保育サービス提供の積極的な活用を図り、多様な事業主体や事業手法による効果的な施策を展開する。
- ・多様な子育て支援ニーズに応えるために、区役所におけるきめ細やかな子育て支援を充実するとともに、家庭や地域での子育て支援を充実する。
- ・市民ニーズが高い、保育所待機児童の解消に向けた取組を集中的に推進する。

現状・背景

少子化の進行、核家族化や都市化の進展、地域における育児力の低下がみられる中、子育てに対するニーズが多様化し、子育てしやすい環境づくりが求められている。

保育所入所希望者については、認可保育所を整備するなど定員を拡充しているにも係らず、依然として待機児童数は増加している。

取組内容と達成目標

次世代を担う子どもたちが、健やかに育つ環境づくりを進めるため、市民・企業・行政の協働による、すべての子どもと子育て家庭への総合的・体系的な支援施策を推進するために、区及び本庁における総合的な子育て支援の体制整備を図る。

達成目標 区を中心とした子育ての総合的な支援体制を整備する。

都市化や核家族化が進展するなか、市民が互いに子育ての援助を行う、ふれあい子育てサポート事業や子育て支援のための施設の有効活用・機能転換などを推進し、地域の育児力を高める。

達成目標 子育てヘルパーの人数を増やす。

男女共に子育てがしやすい就労環境の促進を図るため、ニーズに合わせた、長時間延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育等、多様な保育サービスを実施するとともに、民間事業者を積極的に活用した多様な保育環境の整備を進める。

達成目標 仕事と家庭の両立を支援する多様な保育サービスの拡充を進める。

認可保育所の整備とともに、幼保一元化による民間幼稚園の活用や認可外保育施設の認可保育施設への移行、公立保育園を中心とした定員の弾力的受入れなど総合的な対策を進めることにより待機児童対策を推進する。

達成目標 待機児童の解消に向け受入定数を増やす。（2007年4月での解消を目標）

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
多様な子育て に対する施策 の構築	次世代育成支援対策 行動計画の策定	次世代育成支援対策	行動計画の推進	総合的な子育て支援 ネットワークの構築
多様な子育て支援サービス の充実	子育てヘルパー 519人	目標 800人	事業の継続的な拡充	ふれあい子育てサポ ート事業の充実
保育所入所待 機児童の解消	公立保育所 89箇所 民間保育所 26箇所 定員 11、295人	認可保育所整備 保育受入枠の拡充	・延長保育 ・休日保育 ・年末保育 等	多様な保育サービス の充実

政策体系（体系コード）
 3-2-1-1、3-2-1-2、3-2-1-3、3-2-2-1
 3-2-2-2、3-2-3-1、3-2-3-2

人を育て心を育むまちづくり

(11) 子どもの教育環境の整備

施策展開のポイント

- ・市民の関心の高い子どもの健やかな成長を保障するため、市民や地域との協働の取組を進め、複雑化・高度化する教育課題に対処していく。
- ・地域の身近にある学校の機能を高め、地域の財産として活用する。

現状・背景

21世紀の社会を生きていく中で、子どもたち一人ひとりが個性を發揮し活躍できるよう、確かな学力、豊かな心、健康な身体からなる「生きる力」を身につけることが求められている。

子どもの学習状況や生活状況の違いや、保護者や地域の要望などが多様化する中で、地域の実情にあった教育活動を行うことが求められている。

学校を子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学びや活動の場としてとらえ、子どもにとっても地域の人にとっても、身近で安全な施設にしていく必要がある。

取組内容と達成目標

基礎・基本の定着や自ら学ぶ意欲・自ら考える態度の形成、思考力・判断力・表現力などを育成することで、生涯にわたって学び続け、自己実現が可能となるよう教育活動を展開する。

達成目標 子どもの「確かな学力」を育成する。

体験学習や道徳教育などによる豊かな人間性や社会性の育成と子どもたちの健康・体力の向上を図るとともに、家庭や学校、地域が連携して、いじめ、不登校、暴力行為などの多様化する教育課題に対して適切に対応する。

達成目標 豊かな人間性の育成や健康・体力の向上を図る。

研修プログラムの再編等や、教職員が自ら学べる環境を整えることで、教職員一人一人の指導力を向上させるとともに、多様化する教育課題に対し、専門家等による教育活動への支援を行う。

達成目標 学校の教育力を向上させる。

学校の裁量権を拡大するなど自主的・自律的な学校運営を行うしくみづくりを行うとともに、子ども・保護者・地域の意見・要望を反映した教育活動や地域の教育資源の活用を一層進める。

達成目標 地域に開かれた特色ある学校をつくる。

学校施設の計画的な整備や耐震補強の実施などにより、良好な教育環境を維持するとともに、学校の適正規模・適正配置を推進する。また地域の活動拠点として整備を図る。

達成目標 子ども、保護者、地域住民が安全で快適に利用できる学校施設を整備する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
子どもたちに「生きる力」をつける	教育プランの策定	子どもたちの学習状況を正しく把握し、指導方法の検証・改善や効果的な学校支援を実施	把握し、指導方法の検証・改善	確かな学力の育成 豊かな人間性の育成 健康・体力の向上
教職員の指導力の向上		教職員のライフステージに沿った計画的な研修へ再編		学校の教育力の向上
地域の特性にあった学校づくり	学校評価システムの調査研究	学校評価システムの試行	全校での実施	地域に開かれた特色ある学校の実現
教育環境の整備		計画的な学校施設の整備・耐震補強・特別教室の整備等の実施、適正規模・適正配置の実施		子ども、保護者、地域が安全、安心して利用できる学校施設の整備

人を育て心を育むまちづくり

(12) 生涯学習の推進

施策展開のポイント

- ・ 地域が主体となった課題解決が必要となってくる中で、自主的な市民の活動が増えていくよう、地域の実情に応じた市民の主体的な学習活動への支援を拡充する。
- ・ 学習の成果が学校教育、福祉、まちづくりなどのさまざまな取組に発展するしくみを構築する。

現状・背景

社会環境の変化や価値観の多様化などより、地域の抱える課題が多様化・複雑化している。
 地域の課題は、地域で解決していくことが求められており、市民の自主的、主体的な学習活動や市民活動を効果的に支援し、地域の力を伸ばしていく必要がある。
 市民の主体的な学習活動を支えるネットワークの構築とサポート体制の整備、身近な学校施設の有効活用などによる学びの場の拡充が求められている。

取組内容と達成目標

地域全体の学習活動を活性化していくため、市民館を中核に区役所や市民利用施設、学校等の連携を強め、行政区ごとに地域の生涯学習をコーディネートしていくとともに、生涯学習の拠点施設として市民館・図書館分館の整備を図っていく。

達成目標 学びの成果を地域に還元することのできる生涯学習環境を構築する。

市民の自主的、主体的な学習活動を促進していくため、市民間のネットワークづくりを支援するとともに、生涯学習の機会や情報の提供、相談を充実していく。

達成目標 市民が自主的、主体的に学習活動を行うことのできる環境を整備する。

地域活動の拠点として、学校施設を地域の実情に応じて利用していくための取組を推進するとともに、管理運営を市民主体で行っていくための環境を整備していく。

達成目標 地域活動の拠点として学校施設を有効活用していくためのしくみをつくる。

スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加の場となる、総合型地域スポーツクラブを育成していくとともに、市民がスポーツに親しみ、活動できるようスポーツ環境の整備を進めます。

達成目標 地域の活性化につながるスポーツ環境を整備する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
生涯学習環境 の整備		中原市民館・中原図書館の再整備 市民館・図書館分館整備に向けた検討	市民館・図書館分館の整備	学びの成果を地域に還元することのできる生涯学習環境の構築
学校施設の有 効活用		市民活動団体等による 運営のモデル実施	市民主体による運営 に段階的に移行	地域活動の拠点として 学校施設を有効活用し ていくためのしくみの 構築
スポーツ環境 の整備		総合型地域スポーツクラブの育成・支援 宮前・多摩スポーツセンターの整備		地域の活性化につな がるスポーツ環境の実現

人を育て心を育むまちづくり

(13) 地域人材の能力を活かす取組

施策展開のポイント

- ・ 少子高齢社会にあって、シニア世代をこれからの地域活動の重要な活力として位置づけ、その経験・知識・能力を活かすという新たな価値観に基づく、しくみづくりを進める。
- ・ 市民による地域活動の力を高め、地域社会の課題解決や地域での支え合いのしくみを構築する。

現状・背景

少子高齢化が進み、2025年には市の人口の半分以上がシニア世代（50歳以上）になると推計される。交通利便性の高い市内では、東京などで働くサラリーマンが多いが、今後10年程度は団塊の世代を中心に多くの定年退職者が地域に帰ってくることが見込まれる。

少子高齢社会においては、年齢や性別等を問わず、誰もが地域で力を発揮できるしくみづくりや環境整備が必要とされる。

多様な地域人材が持てる力を発揮して主体的に地域社会で活躍していくことが、人々の生涯にわたるいきがいの創出や生活の充実に寄与し、地域社会の課題解決や地域での支え合いのしくみの構築につながっていく。

取組内容と達成目標

人口構造の変化に備え、シニア世代が経験や能力を十分に発揮できるしくみを構築する。地域社会の活力を持続していくため、市民による多様な地域活動の創出や地域での支え合いのしくみづくりを横断的な体制で支援する。

達成目標 シニア世代の能力を発揮できる場づくり、しくみづくりについて、市民主体で検討し具体的な地域活動モデルを創造する。

生涯学習、市民活動、起業・創業、就業等の様々な分野で、地域人材の多様な能力を活かすための環境整備や制度設計を進め、誰もが年齢等に関わらず様々な方法で学び、その成果や経験・知識等を活かせる場や機会を創出し、学習機会の提供と能力活用支援に総合的に取り組む。

達成目標 学びの場と実践の場の連携を強化する。

若者・シニア・女性等の人材が力を発揮していきいきと暮らす地域社会をつくるため、地域活動や人材交流を活発化し、教育機関・企業・NPO・行政機関等と連携しながら、地域の総合的な人材活用ネットワークを構築する。

達成目標 地域人材の能力活用を支援するネットワークを構築し、誰もがいきがいをもって活躍することができる社会を構築する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
シニア世代による多様な地域活動の創造	シニア地域活動モデル創造ワークショップの開催	市民による地域の人材活用のしくみの検討と具体化		地域の課題を市民が自ら解決していくしくみの構築 生涯にわたって学び力を発揮する機会の創出
地域人材の能力を活かせるしくみづくり		人材育成関連事業と人材活用関連事業の連携による事業効果の増大	既存の支援施策の再構築（学びの場と能力発揮の場の有機的な連携）	教育機関や行政等による総合的な人材活用支援体制の構築 多様な知識や能力を最大限に活かしながら、誰もがいきがいをもって活躍することができる社会の形成
		地域の人材活用ネットワークの構築		

政策体系（体系コード）
4-1-2-1、4-1-2-2、4-1-2-3、4-2-2-2

環境を守り自然と調和したまちづくり

(14) ごみをつくらない社会をめざした取組

施策展開のポイント

- ・環境配慮型社会を市民・事業者・行政の協働で創造するための施策を推進する。
- ・持続型社会の実現に向け、発生・排出抑制、再利用、再生利用の推進を最優先とした取組を推進する。

現状・背景

1992年の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者・行政の協働の取組により、焼却対象となる廃棄物の排出量は減少してきたが、資源物を含めた総排出量については、ここ10数年ほぼ横ばいに推移しており、依然として高い水準にある。

国では、2010年までに資源化率を24%にするという目標を設定しているが、本市においては、ペットボトル等の分別収集や新聞紙等の資源集団回収を推進しているものの、リサイクル量は、ここ数年伸び悩んでおり、このままでは目標達成が困難な状況にある。

地球環境の保全や資源の有効活用の観点から、循環型社会の構築が求められており、新たなリサイクルの取組に対する市民ニーズが高い。

廃棄物処理施設の環境対策や分別収集の拡大により、今後も多額の経費が必要となる。

取組内容と達成目標

廃棄物の減量化に向け、市民・事業者・行政の協働のもと、環境教育・学習を促進するなど、発生・排出抑制に向けた取組を推進する。また、更なる家庭ごみの発生・排出抑制を図るため、有料化に向けた検討を行うとともに、現在4箇所あるごみ処理場を将来削減する方向で見直す。

達成目標 ごみをつくらない社会を構築する。

資源化率の向上をめざし、資源集団回収の拡充や「かわさき生ごみリサイクルプラン」の策定に向けた検討などを行う。また、従来からの分別収集に加え容器包装リサイクル法に基づく「その他プラスチック」の分別収集の取組を推進する。

達成目標 循環型社会の構築に向け「その他プラスチック」の分別収集を開始する。

効率的・効果的な執行体制を確立するため、収集回数の見直しを行う。

達成目標 現行の普通ごみの収集回数を週4日から3日に見直す。

施策展開

	現状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
排出抑制		ごみ減量推進市民会議の設置など 市民主体による減量化の促進		ごみをつくらない社会の 構築に向け、市民1人あ たりの1日に出すごみの 減量
		家庭ごみ有料化の検討		
リサイクル	3分別・7品目の 分別収集		その他プラスチックの分別収集の検討・実施	循環型社会の構築に向け、 リサイクル率を向上
		生ごみリサイクルモデル事業	生ごみリサイクルプランの策定	
収集体制の 見直し	普通ごみ 週4日収集		普通ごみ週3日収集の実施	効率的・効果的な収 集体制の確立
			民間委託の促進など執行手法の見直し	

政策体系（体系コード）
4-1-1-1、4-1-1-2、4-1-3-4

環境を守り自然と調和したまちづくり

(15) 地球環境に配慮した取組

施策展開のポイント

- ・地球環境配慮の施策を川崎市が持つ特徴や長所を活かしながら、先駆的な取組として進める。
- ・企業や国際機関との協働・協調によって、効果的で裾野の広い施策を推進する。

現状・背景

1997年の京都議定書の採択以後、批准国が発効条件に満たない状態が続いていたが、2004年10月にロシアが批准法案を可決したことから、2005年春までには、京都議定書が発効され、我が国では2010年までに1990年の温室効果ガス排出量の6%削減することが義務付けられている。

本市には、臨海部を中心に、先端産業技術や研究開発の企業が集積しており、基盤技術力のある中小企業群も立地し、さらに、公害問題を克服してきた先端的な環境技術の集積がある。

臨海部は、「国際環境特区」の認定を受け、環境技術のさらなる高度化と技術移転などを通じた環境問題への国際貢献ができる環境となっている。

取組内容と達成目標

京都議定書の発効を踏まえ、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を基本に、地球環境に配慮したライフスタイルや事業活動を促進するため、市民、事業者、学校、行政の各主体が、その役割と責任に応じた幅広い取組を進める。

達成目標 2010年における市内の二酸化炭素(CO₂)排出量を1990年に比べ6%削減する。

事業所や各家庭において、太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなどのクリーンな新エネルギーの導入・普及を促進するとともに、率先的に公共施設等への新エネルギーを導入する。

達成目標 川崎市新エネルギービジョンで定めた目標値達成をめざす。

国際連合環境計画(UNEP)と連携し、環境技術の海外移転によるアジア諸国の環境問題への国際貢献と川崎版グローバルコンパクトとして「かわさきコンパクト」を作成・提唱する。

達成目標 環境と産業活動が調和した持続可能な産業都市モデルを形成し、世界に向け情報発信する。

施策展開

	現状	実行計画期間(2005~2007)での取組内容	10年間(2008~2014)での取組内容	達成目標
地球温暖化防止		二酸化炭素排出量の増加基調に歯止めをかける	二酸化炭素排出量を減少基調に転換する	2010年に二酸化炭素(CO ₂)排出量を1990年に比べ6%以下に削減
		行動メニューパックなどにより環境配慮の行動の実践と定着を促進		
新エネルギー導入の推進	新エネルギービジョンの改定	市独自の排出権取引等の検討	新エネルギー導入推進	川崎市新エネルギービジョンの目標値達成
UNEP連携		「かわさきコンパクト」作成・提唱	実践・検証 環境対策の向上	環境配慮型社会の形成

政策体系（体系コード）
4-3-1-1、4-3-1-2、4-3-1-3、4-3-4-1

環境を守り自然と調和したまちづくり

(16) 多摩丘陵の緑の保全

施策展開のポイント

- ・緑地の保全のために、地域やさまざまな団体などとの協働による多様な手法や施策を推進する。
- ・農業振興施策との連携など、緑地の活用に視点をあてた事業手法による効果的な施策を展開する。

現状・背景

市域の88%以上が市街化区域である本市では、多摩丘陵の貴重な緑が減少しつつある。
(2004年3月31日現在の保全済面積：135.1ha)

市街化調整区域の農業振興地域における農地と一体となった山林は、かけがえのない里地・里山の風景であるが、近年農業従事者の相続などを契機として優先的処分の対象となっている。

保全された斜面緑地の中には、風雨による土砂災害等の危険性を有するものが存在するので、危険な樹木の伐採（萌芽更新）を行うなど、適正な管理を行う必要がある。
(2004年3月31日現在：5地区で保全管理計画策定)

取組内容と達成目標

斜面緑地総合評価の優先順位に基づき、地権者が山林を持続的に所有していけることを基本としながら、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定、緑地保全協定の締結など、さまざまな事業を効率的・効果的に組合せ緑地の保全を進める。

達成目標 斜面緑地の保全を推進し、良好な都市景観を形成する。

農業振興地域に指定された黒川・岡上・早野地区を「緑と農の3大拠点」として位置付け、上記緑地保全施策と体験型農園や援農ボランティアの育成などの農業振興施策を効果的に組み合わせることにより、保全と活用を図る。

達成目標 近隣他都市とも連携を図り、農ある風景を保全する。

保全された斜面緑地については、生物多様性の保全や植生の管理、土砂崩れなどの災害の未然防止など、里山としての良好な状態を保つため、保全管理計画を策定から実践まで市民と協働で取組み、緑の保全育成を図る。

達成目標 全ての特別緑地保全地区や緑の保全地域を対象として、市民との協働により保全育成に取組む保全管理計画を累計で27箇所策定する。

施策展開

	現状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
斜面緑地の保全	緑地保全施策により 保全された面積： 135.1ha	特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定など、 さまざまな緑地保全施策を推進	緑地保全施策と農業振興施策を組み合わせ、 3地区（黒川・岡上・早野）で展開	良好な都市景観の形成
農ある風景の 保全				農ある風景を保全する
緑の保全育成 （保全管理計画）				5地区で策定

環境を守り自然と調和したまちづくり

(17) 公園緑地の整備と緑の創出

施策展開のポイント

- ・市民・企業との協働によって、緑を育成し、維持する新たな発想による施策を展開する。
- ・街区公園は、最も身近なコミュニティスポットとして地域管理を進めるなど、地域主体による身近な緑の育成を進める。

現状・背景

都市の緑は、環境の保全、良好な景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和など、さまざまな効用がある。

稠密な市街地を形成する本市では、新たな緑を創出するとともに、質の高い緑を維持管理していくことが重要となっている。

富士見公園や等々力緑地、生田緑地などは、本市の緑の骨格を形成する代表的な都市公園として、憩いと潤いのある市民生活にとって欠かすことのできない存在となっている。

取組内容と達成目標

都市緑化をより効果的に展開するため、地域を包括した面的な緑化整備を図る「緑化推進重点地区整備事業」や線的な緑を充実させる「緑の景観づくり推進事業」を展開する。

達成目標 緑の景観づくりを20箇所、緑化推進重点地区の整備を6地区で展開し、市民が緑を実感できるまちづくりを行う。

本市の緑の骨格を形成する拠点施設として、富士見公園や等々力緑地等の大規模公園緑地の整備を推進する。

達成目標 富士見公園の公園利用活性化に向けた環境整備事業を行う。
等々力緑地中央広場の整備を17～19年の3カ年で行う。

生田緑地は、本市最大の緑の宝庫として整備を推進する。ばら苑地区以外の向ヶ丘遊園跡地について、良好なまちづくりに向けて地権者と協議を継続し、緑地の保全や市民開放に向けた対応を進める。

達成目標 ばら苑地区の用地取得及び整備を推進し、川崎の魅力として育てる。

身近な街区公園については、地域が主体となった公園緑地管理運営協議会による管理運営を推進する。

達成目標 市民・地域と行政との協働により、緑を育成する。

施策展開

	現状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
緑の景観づくり 推進事業	6箇所で開催		20箇所で開催完了	20箇所での緑の景観 づくり
緑化推進重点 地区整備事業	3地区で策定	順次整備	3地区追加指定・順次整備	6地区で地域を包括し た面的な緑化
等々力緑地 整備事業		中央広場の整備完了	施設整備の推進	施設の充実
生田緑地 整備事業		ばら苑地区の用地取得完了	ばら苑周辺・初山地区などの 整備	中央地区からばら苑地区 等まで一体性を持った緑 地整備

政策体系（体系コード）
5-1-1-1、5-1-1-3、5-1-2-1、5-1-2-3
5-1-4-2

活力にあふれ躍動するまちづくり

(18) 川崎を支える産業の振興

施策展開のポイント

- ・ 交通利便性が高く首都圏の好位置にある地理的条件を活かして、川崎を支える基幹産業の振興、立地誘導を図る施策に取り組む。
- ・ 大学、研究機関、企業等の地域資源を活かした協働による産業競争力の強化を図る。
- ・ 産業の集積を活かしたネットワーク化、連携による競争力の強化に取り組む。

現状・背景

海外への生産機能の移転等に伴う製造業の空洞化が進み、大規模工場跡地の住宅等への転用が見られ、グローバル化・知識経済化が進展する中で、第2次産業から第3次産業へと産業構造の変化が生じている。

安定的な雇用を支え、税収を確保し、市民生活の向上を図るためには、市内企業の技術の高度化や研究開発力の向上を促進し、地域としての産業競争力を強化する必要がある。

市内には多数の民間研究機関や大学が位置しており、高次な情報サービス機能や高度加工技術を有する企業が多数集積している。

取組内容と達成目標

戦略的な企業誘致に向けて、効果的な情報提供、特区制度の活用による規制緩和、行政手続きの迅速化等を進める。

達成目標 活力ある産業集積の形成を促進する。

地域に立地することによる製造業の競争力強化のために、地域内の資源循環システムの形成を支援し、立地企業のコスト低減を図り、資源循環型社会の構築に寄与する。また、企業活動に必要な環境整備を行う。

達成目標 地域全体の企業の立地・活動環境を向上させ、産業の競争力を強化する。

産学公民が連携して行う共同研究開発への支援や、ノウハウをもった人材の派遣を行い、市内企業の技術開発や新分野進出を促進する。また、コンサルティング、金融支援等により、企業の経営強化を図る。

達成目標 産学公民が連携して市内企業の技術力向上や経営安定を促す。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
企業立地手続きの迅速化、規制緩和、企業活動環境の向上		特区等の制度活用による規制緩和策の実施 企業誘致の総合窓口機能の強化	川崎を支える産業の立地誘導	活力ある産業集積の形成と産業の競争力強化
		企業の活動環境の向上		
産学公ネットワーク構築と活用推進		大学の研究開発成果と企業ニーズのマッチング支援・産学共同研究への助成	共同研究による新技術開発、新分野進出支援	産学公民連携等による市内企業の技術力向上と経営安定化
		新技術・新製品開発等支援		
市内企業の技術の高度化、新分野進出、経営基盤強化支援				
		金融支援の充実 中小企業サポートセンターによる経営基盤強化		

政策体系（体系コード）
5-1-3-1、5-1-3-2

活力にあふれ躍動するまちづくり

(19) 商業の振興

施策展開のポイント

- ・ターミナル駅周辺の再開発等の機会を捉えて、それぞれの地域の個性を活かして、魅力ある商業拠点を形成する。
- ・地域の商店街がコミュニティの核となり、地域の交流や情報交換の場として高齢社会のいきいきした健やかな暮らしを支えていく。

現状・背景

川崎市の商業は、2002年度と1999年度を比較すると、事業所数や年間商品販売額において減少傾向にある。大規模な商業集積のある東京や横浜への交通便利性が高いという地理的な条件の中で、川崎区を除く6区では購買力の流出が顕著である。

川崎駅西口、小杉駅周辺、登戸駅周辺など、交通の結節点での再開発が進められており、計画に合わせた商業拠点の整備を行い、地域全体の活性化へとつなげる必要がある。

少子高齢化の進行に伴い、高齢者世帯の増加が見込まれる中、こうした世帯に対応した徒歩圏内の商業の充実や地域コミュニティを支える機能が求められている。

大型店の進出が続く中で、8割以上の既存商店街には空店舗が見られ、経営者の高齢化や後継者不足も深刻化している。

取組内容と達成目標

ターミナル駅周辺では、来訪者をひきつける魅力ある商業拠点を整備する。バリアフリーのまちづくりに配慮するとともに、回遊性の向上や地域特性を活かした整備を行う。

達成目標 駅周辺等の再開発にあわせて商業拠点を整備し、市内外からの来訪者を増やす。

地域の商店街が、ものを売るという機能に加えて、地域の人々の暮らしを支援する機能を持ち、地域コミュニティの核として機能するための支援を行う。

達成目標 商店街が地域の交流拠点や情報交換の場として機能し、地域コミュニティの核となる。

商店街の空店舗を活用した創業支援や魅力ある個店の育成など商業分野のインキュベーション機能を強化し、活力ある商業集積を形成する。

達成目標 元気な商店や新規参加者が増加し、多くの地域で賑わいのある商店街が形成される。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
商業拠点の整備 と回遊性の向上			溝口駅周辺の活性化策の検討・実施	市内の商業拠点の集客力の向上
			川崎駅周辺の再開発に合わせた魅力ある商業拠点の形成	購買力の市外流出の減少 市外購買力の市内誘導
			小杉駅周辺、登戸遊園地区の再開発と連動した商業の活性化支援	
地域コミュニティの核となる 商店街の形成				コミュニティの核としての商店街の交流機能の強化
		地域住民と連携した商店街活性化策の検討	地域の商店街と住民が協力した活性化事業の実施	
魅力ある地域商業の育成				空店舗の減少
		効果的な空店舗対策事業の実施	新規参加者の増加	
		地域資源としての魅力的な個店の育成	元気な魅力ある店舗の増加	商店街の活性化と集客の増加

政策体系（体系コード）
5-1-5-1、5-1-5-2、5-1-5-3、5-1-5-4

活力にあふれ躍動するまちづくり

(20) 都市農業の振興

施策展開のポイント

- ・消費地と直結した都市農業の利点を活用し、市民ニーズに応え付加価値の高い持続可能な農業を振興する。
- ・農地の多面的機能を活かして、市民が潤いやゆとりを実感できる環境を創出する。
- ・大学・地域・市民・行政の協働により、農業の拠点を形成し、新しい地域の魅力を創造する。

現状・背景

農産物価格の低迷や輸入農産物の増加など、農業の経営環境が変化している中で、川崎市内でも農家の減少や兼業化が進んでいる。また、農業者の高齢化が進んでおり、農業後継者のいない農家も多い。

東京、横浜に隣接する本市では、急速な都市化に伴う宅地開発圧力が強く、宅地等への農地転用が続き、経営耕地面積では、1975年の1112haから2000年には571haに減少した。一方で、環境、景観、防災面等での農地の多面的な価値が見直されている。

まとまった緑地や農地が残る麻生区黒川地区は、貴重な農業生産の場であり環境資源としての価値も高い。本地区では、大学の実習農園の進出が予定されており、農業公園づくりも計画されている。

取組内容と達成目標

環境にやさしい環境保全型農業を推進し、周辺の住宅地と共存する都市農業を確立する。また、消費地に近いという優位性を活かした消費者への直売や地産地消のしくみづくりを進める。

達成目標 地域の農産物の付加価値を高め、収益性の向上や農業経営の安定化に寄与する。

農の多面的な機能を活かし、市民生活にうるおいや憩いをもたらすため、市民が農に親しむしくみを構築する。体験農園の設置を促進し、農体験を通して潤いを実感できる場を増やしていくとともに、担い手としての援農ボランティアを育成する。

達成目標 市民が農に参加できるしくみを創出し、地域農業の持続可能性を高める。

川崎の北部に残るまとまった緑地や農地を保全し、活用していくため麻生区黒川地区で農業公園構想を進めていく。計画地内での農業振興に努め、地域に進出する大学等とも連携しながら、農業体験交流拠点の形成に向けた整備を行う。

達成目標 都市住民の農業体験交流の場づくりを進め、北部地域の農業を振興する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
付加価値の高い農業の振興による安定した農業経営の推進		環境保全型農業の推進と情報発信	安心・安全な農産物の供給体制の確立	付加価値の高い農業の振興
		共同直売所の設置支援	地産地消の流通ルートの構築	
農業や農地の多面的機能の活用		体験農園や市民農園の設置促進		生活環境の向上と農体験による憩いの場の創出
農業公園づくりの推進	農業公園事業計画策定	大学・地域・行政等のネットワークの構築	ネットワークの活用による地域活性化事業の実施	地域資源を活用した農業公園づくりと農を活かした地域の活性化
		農業公園の基盤整備		

政策体系（体系コード）
 5-2-1-1、5-2-1-2、5-2-2-1、5-2-2-3
 5-2-2-4、5-2-3-2、5-2-4-1

活力にあふれ躍動するまちづくり

(21) 新たな産業の創出

施策展開のポイント

- ・ 研究開発機能の集積や地理的優位性を活かしながら、今後大きな市場拡大が見込まれる新産業分野の創業・育成を促す。
- ・ 立地産業や各種機関、大学などとの協働・協調の取組によって先駆的で波及効果の大きい取組を推進する。

現状・背景

市内の開業率が3.1%、廃業率が4.8%と開廃率が逆転しており、起業・創業を増やすとともに、新分野進出等を促して廃業を減少させる必要がある。

急激に進む高齢化に対応するために、生活に豊かさや潤いをもたらす福祉・生活文化産業を創出・育成するとともに、地球環境問題に的確に対応する環境調和型産業や新エネルギー産業の創出・育成が求められている。

高度な科学技術を持つ企業、大学、研究機関等が多数立地している本市の特性を活かして、科学技術の成果を活用した社会的課題の解決が求められている。

地域の課題を市民が主体的に解決するためのコミュニティビジネスが始まっている。

取組内容と達成目標

創業や中小企業の新分野進出を支援する。起業から事業化に至るまでの各成長段階に応じた多面的な支援（人材育成、産学連携による技術開発支援、販路開拓支援など）を行う。インキュベーション施設の誘発・増強を行うとともに、卒業企業の市内定着を促進する。

達成目標 2005年度からの3年間で200社の創業や新分野への進出を図るなど、新たな成長分野での成功事例を多く生み出す。

川崎発の福祉機器を創出し、「安心ハウス」を核とした高齢者の生活を支援する福祉・生活文化産業を創出する。環境調和型産業ネットワークを構築し、産学公連携による研究活動を促進する。

達成目標 福祉・生活文化産業、環境調和型産業、新エネルギー分野の事業創出・育成を通じて、市民生活の質を向上し、地球環境問題に対応する。

融資制度の充実等によりコミュニティビジネスの支援体制を整える。

達成目標 市民が主体となって地域の課題を解決できる持続的なしくみを構築する。

科学技術を活かした研究開発基盤の強化を進める。

達成目標 産学公連携による事業化・共同研究・新産業の創出を推進する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
ベンチャー支援・創業支援 福祉・生活文化産業の振興 環境調和型産業の振興、新エネルギー産業の育成 コミュニティビジネスの振興 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	インキュベーション施設への起業家誘致		卒業企業の定着支援	イノベーションによる地域経済の活性化
	福祉産業研究会の開催	福祉産業創出ネットワークの構築・安心ハウスの普及	ネットワークを活用した製品開発・地域生活支援機能の充実	福祉・生活文化産業の集積、川崎発福祉機器の創出、高齢者の生活を支援する産業の創出
	新エネルギー分野の事業創出支援		環境調和型産業・新エネルギー産業の育成	地域内資源循環の実現 地球環境問題への対応
	たま市民生活・文化産業おこしフォーラムの設立	NPO融資制度の創設	コミュニティビジネスのネットワーク化支援	コミュニティビジネスによる地域の課題解決
	川崎市科学技術振興指針の策定	科学技術分野の産学・企業間ネットワークの構築 研究開発拠点の機能強化		先端技術研究開発型産業の集積

政策体系（体系コード）
 5-4-1-1、5-4-1-4、5-4-2-1、5-4-2-2
 5-4-2-4、5-4-3-1、5-4-3-2、5-4-4-1
 5-4-4-2、5-4-5-1、5-4-5-2

活力にあふれ躍動するまちづくり

(2 2) 川崎臨海部の機能強化

施策展開のポイント

- ・羽田空港再拡張・国際化に対応する取組を中心に、選択と集中により効果的な施策を厳選する。
- ・国や近隣自治体、立地企業との協調・協働を図りながら、施策の効果を高める。
- ・川崎臨海部の持つ優位性を活かした新産業の創出により、川崎の再生に資する。

現状・背景

我が国の景況も着実な回復を見せている中、長年にわたり我が国経済の牽引役として首都圏の発展を支えてきた本市臨海部においては、産業再生・都市再生・環境再生の取組を進め、国際的な拠点機能を高めていくことが喫緊の課題となっている。

取組内容と達成目標

成長著しいアジアの活力を取込み、ベンチャーの創業や国際的な企業の立地を促すアジア起業家村構想を推進するとともに、環境・エネルギー、福祉、ライフサイエンス等の先端的な研究開発拠点の形成による国際競争力の強化など、ポテンシャルを活かした産業活力の再生を進める。

達成目標 国際的な起業・創業の拠点と成長産業分野の研究開発拠点の形成を促進する。

臨海都市拠点の形成に向けて、円滑な土地利用転換により企業等の集積を誘導するとともに、その拠点間を結び、産業活動を支える交通ネットワーク基盤の整備を進める。

達成目標 都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域において、民間事業者等の活力を活用した都市拠点整備を進め、企業等の立地を促進する。

羽田空港の再拡張・国際化に対応して、国や関係する自治体と連携を図りながら、羽田連絡道路や関連する都市基盤整備を進め、本市経済の活性化や市民の利便性の向上をめざす。

達成目標 羽田連絡道路の整備を推進し、殿町・大師河原地域の整備を促進する。

広域連携による港湾物流を進め、国際臨空産業・物流特区として東扇島に高機能な民間物流施設を立地誘導するとともに、千鳥町再整備などにより港湾施設機能を充実する。

達成目標 川崎港の機能強化とあわせて、陸・海・空の物流拠点を形成する。

魅力ある緑地・親水空間の形成と基幹的広域防災拠点の整備などの市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生を進める。

達成目標 広域防災拠点にあわせて人工海浜を整備し、市民が海にふれあえる場を創出する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
産業再生		アジア起業家村構想の推進と研究開発拠点の整備		国際的な起業・創業の拠点と研究開発拠点の形成
都市再生		川崎殿町・大師河原地域及び浜川崎駅周辺地域の基盤整備・施設整備		大規模工場跡地を活用した複合市街地と交通ネットワークの形成
羽田空港に対応した基盤づくり		羽田連絡道路の整備	供用開始	羽田空港再拡張・国際化に対応した空港アクセスの整備
港湾物流拠点		高機能な民間物流施設の立地誘導、港湾機能の充実		広域港湾連携と陸・海・空の物流拠点の形成
環境再生		広域防災拠点の整備・人工海浜を有する東扇島東緑地の整備	緑地・親水空間の創出	広域防災拠点の整備と緑地・親水空間の創出

政策体系（体系コード）
5-5-1-1、5-5-1-2、5-5-2-1、5-5-2-4

活力にあふれ躍動するまちづくり

(23) 都市拠点の整備

施策展開のポイント

- ・東京・横浜に隣接する立地特性や優れた交通アクセスを活かし、民間活力の導入とその的確な誘導、また行政に求められる役割の着実な執行により、良好な拠点形成を推進する。
- ・活力にあふれた都市づくりを目指し、的を絞った効率的・効果的な取組により川崎駅周辺や小杉駅周辺地区の整備を推進する。

現状・背景

川崎駅や小杉駅周辺地区など本市の広域都市拠点では、大規模工場跡地の土地利用転換や民間活力を的確に誘導し、活力にあふれた魅力あるまちづくりの推進が求められている。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区などの拠点地区においては、既存の都市機能の集積や地区の特性を活かして、駅を中心とした生活拠点の整備を進め、魅力を向上し地域経済の活性化を図る取組が求められている。

取組内容と達成目標

川崎駅周辺地区の整備

広域性の高い都市拠点地区として、業務系・商業系などの集積をさらに誘導していくとともに、駅西口の再開発に連携して、東口広場の機能向上や駅東西の連携強化などに向けた取組を総合的に進め、本市の広域都市拠点にふさわしいまちづくりを推進する。

達成目標 首都圏の広域都市拠点として魅力と活力にあふれたまちづくりを推進する。

小杉駅周辺地区の整備

東急東横線の複々線化や目黒線の乗入れなどによる東京方面への優れたアクセシビリティや都市基盤の集積などから、民間活力の適切な誘導により良好な居住機能と都市基盤の整備を行い、本市の新たな玄関口として、利便性や快適性、景観など都市の魅力にあふれた広域的なまちづくりを推進する。

達成目標 本市の新たな広域的な都市拠点として育成する。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備

土地地区画整理事業の効率的・効果的な推進や、駅の橋上化・自由通路の整備を重点的に進めるとともに、市立多摩病院など関連事業との連携を図り、地域生活拠点の機能向上と良好な市街地の早期形成を進める。

達成目標 地域生活拠点としての魅力の向上と健全な市街地を形成する。

新川崎・鹿島田駅周辺地区の整備

整備計画の見直しを行った新川崎地区について、新たな地区計画に基づき、民間活力の導入による魅力ある複合市街地形成に向けた、適正なまちづくりの誘導を推進する。また鹿島田駅西地区については、環境の変化や関係者などの意向を踏まえ、整備区域や事業手法の見直しを進める。

達成目標 民間活力を活かした魅力あるまちづくりを進める。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
川崎駅周辺地区		基本方針の策定	駅周辺の環境整備	魅力と活力にあふれたまちづくりの推進
		西口再開発・基盤整備		
小杉駅周辺地区		再開発事業の推進（南部地区、	東部地区、中丸子地区等）	本市の新たな広域拠点として育成
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	駅周辺の整備の実施	登戸駅駅舎改良 優良建築物等整備事業		北部の生活拠点として健全な市街地の整備
		土地地区画整理事業		
新川崎・鹿島田駅周辺地区	(新川崎駅周辺地区) (鹿島田駅周辺地区)	都市基盤整備による民間土地利用の促進 計画の見直し・都市計画手続	事業推進	民間活力を活かした魅力あるまちづくりの推進

政策体系（体系コード）
5-6-1-1、5-6-1-2、5-6-2-1

活力にあふれ躍動するまちづくり

(24) 基幹的交通体系の構築

施策展開のポイント

- ・首都圏の好位置にあり交通アクセスにも優れた地域特性を活かすとともに、首都圏に位置する本市の役割を踏まえた交通体系の整備を進める。
- ・重点的な取組により効率的・効果的な整備を進め、早期に交通網の整備効果を発揮する。

現状・背景

川崎市に関わる、通勤や通学交通、業務交通、物流など多くの人や物の移動を円滑に処理し、首都圏全体の都市活動を支える必要がある。

広域的な都市構造を支えるとともに、本市のめざす「広域調和・地域連携型の都市構造」を支える交通網の整備・推進が必要となっている。

取組内容と達成目標

首都圏の基幹的な交通体系を構築する川崎縦貫道路については、整備を促進し、首都圏の広域交通網の形成促進と本市の都市機能の強化を進める。

達成目標 基幹的広域幹線道路網の形成により首都圏の広域的な都市構造を支える。

首都圏の広域公共交通機関網の強化や都市拠点間の連携を促進するとともに、市民の移動の利便性・快適性の向上をめざした川崎縦貫高速鉄道線について、事業再評価の対応方針に基づいた取組を進める。

尻手黒川線など整備の遅れている市北部の幹線道路や、東京丸子横浜線など都市拠点を支援する幹線道路の整備を推進し、本市の都市機能の強化を進める。

達成目標 幹線道路の整備を推進し都市機能の向上を図る。

交通渋滞や踏切事故の解消により早期に交通環境の改善を図るため、産業道路踏切の除却を先行し、大師線連続立体交差事業を進める。

達成目標 渋滞や踏切事故の解消など交通環境の改善を進める。

社会環境の変化や整備状況を踏まえ、都市計画道路の見直しを進め、重点的な道路網の整備を進める。

達成目標 効率的・効果的な幹線道路網の整備により早期に整備効果を発揮させる。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
広域幹線道路網の整備			川崎縦貫道路の整備促進	広域交通体系の整備により首都圏の広域都市構造を形成
広域公共交通機関網の整備	川崎縦貫高速鉄道線について、市の事業再評価を実施し対応方針を決定		対応方針に基づく取組を実施	
市域の交通幹線網の整備	幹線道路網の整備 京急大師線連続立体交差化の推進		幹線道路網の効率的・効果的形成	市内交通の円滑化と市民の利便性向上
			産業道路等の踏切除却	
			都市計画道路の見直し	

政策体系（体系コード）
6-1-1-2、6-1-2-1、6-1-3-1、6-1-5-1

個性と魅力が輝くまちづくり

(25) 川崎の魅力づくりと発信

施策展開のポイント

- ・川崎が持つ特徴や長所、地域資源などを有効に活用しながら、イメージアップを図る施策に総合的に取り組む。
- ・市民・地域や企業との協働を重視しながら、多様な事業手法による効果的な施策を推進する。

現状・背景

市民・民間主導の観光・集客事業を支援・育成し、多様な観光資源の創出を積極的に図るとともに、川崎市の特色を活かした産業・観光を推進する必要がある。

ミュージア川崎シンフォニーホールを拠点とする東京交響楽団をはじめ、2つの音楽大学、プロの音楽家を養成する専門学校や地域で活動するミュージシャンなど、市内には多くの音楽人材、音楽資源がある。

川崎フロンターレのJ1昇格など、川崎をホームタウンとするトップチーム・トップアスリートの全国的な活躍が見られ、これらの地域資源（スポーツ資源）が持つ社会的効果を活かした豊かな地域づくりと川崎の魅力づくりが求められている。

取組内容と達成目標

新たな観光振興プランに基づき、観光関連産業のネットワーク化、観光NPO・ボランティアの育成などを通じて、市民・民間主導への観光事業の転換をめざすとともに、川崎市のイメージアップと街のにぎわいを創出する。

達成目標 観光・集客事業の振興による川崎のイメージアップと集客を増加させる。

川崎市をホームタウンとするトップチーム・トップアスリートをはじめとする地域資源（スポーツ資源）が持つ社会的効果を活かし、川崎の魅力を大きく育て、市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを進める。

達成目標 市民の連帯感を醸成し、川崎への愛着と誇りを育む。

「音楽のまち・かわさき」の推進組織は、民間活力を最大限に活かした幅広い柔軟な事業展開を行えるよう民間主体の組織とし、企業、大学、地域住民、各種団体、音楽家と提携することにより、市内の音楽活動を活発化するとともに、子どもたちへの音楽活動を支援するなど、音楽を中心としたまちづくりを進める。

達成目標 「音楽のまち・かわさき」の定着と、川崎のイメージアップを推進する。

川崎の潜在的な魅力を掘り起こし、魅力づくりに取り組むとともに、市内外に向け積極的に情報発信することにより、川崎のイメージアップや都市ブランドの向上を図る。

達成目標 各種広報媒体を活用して戦略的な情報発信を展開し、川崎のイメージアップを図る。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
新たな観光			地域個性を活かした市民・民間主導の観光事業の振興	川崎のイメージアップと集客の増加
音楽のまち・かわさき		民間部門の推進組織の自立へ向けたしくみづくりへの重点的な支援	法人化した推進組織の活発な活動	「音楽のまち・かわさき」の定着と川崎のイメージアップ
ホームタウンスポーツ		ホームタウンスポーツ推進体制の整備	市民推進組織によるホームタウンスポーツの推進	市民の連帯感の醸成、川崎への愛着と誇りを育む
戦略的 情報 発信		各種広報媒体を活用した戦略的 情報発信		戦略的な情報発信の展開と川崎のイメージアップ

政策体系（体系コード）
6-3-1-1、6-3-1-2、6-3-1-3、6-3-1-4

個性と魅力が輝くまちづくり

(26) 多摩川の魅力を活かす取組

施策展開のポイント

- ・河川占用の弾力化などを受けた新たな発想に基づく、国や近隣自治体との協調や市民との協働の取組を進める。
- ・より多くの市民が地域の資源である多摩川に親しめる方策を総合的に展開していく。

現状・背景

昭和30年代からの急速な宅地化などにより一時は多摩川の水質の悪化は深刻なものとなったが、その後の下水道整備などの環境改善に伴い大量のアユが遡上するなど、本格的な自然環境復活の兆しが見えてきた。

市民活動の拠点としてのせせらぎ館の完成や河川法の改正により河川環境の整備と保全に地域の意見を反映することが位置付けられたことや河川占用許可の弾力化が示されたこと、また環境活動や市民活動が活発になってきていることで、新たな施策の展開も期待されている。

取組内容と達成目標

市民との協働による桜並木の復活事業や環境学習の実施、多摩川景観ガイドラインの作成など、多摩川の豊かな自然環境の保全や景観形成を推進する。

達成目標 市民の多摩川に対する愛着を深める。

カヌー教室の実施など市民が水辺に親しむ施策を展開するとともに、市街地からのアクセス性の向上やスポーツ施設、トイレ、水飲み場等の利用環境の整備を図り、多摩川を市街地に近接した身近な自然の宝庫として市民の憩いの場としての活用を推進する。

達成目標 河川環境整備を促進し多摩川の魅力を育てる。

河川域での市民活動や市民や子ども達が安全に多摩川に触れ合い、その魅力を知り、十分に堪能するために適切な指導・誘導できる人材や団体の育成、支援を行う。

達成目標 市民活動への支援や場の整備により、多くの市民が多摩川に親しむ環境を創出する。

多摩川の総合的な自然環境保全などに必要な流域自治体間の連携や、上下流域の市民交流、活動団体の連携に向けた取組を行う。

達成目標 多摩川がつなぐ広域的なネットワークを形成する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
全体計画の策定		多摩川施策の全体計画策定		市民の多摩川に対する愛着の醸成
多摩川の自然環境の回復・保全		市民と協働による桜並木の復活、景観形成、環境学習の実施		河川環境整備を促進し多摩川の魅力を育成
快適な河川利用環境の整備		カヌー教室の実施、市街地からのアクセス性の向上、スポーツ施設、トイレ、水飲み場等の整備		市民活動への支援や場の整備により、多くの市民が多摩川に親しむ環境の創出
市民活動の育成・支援		国の河川防災ステーション事業に併せた水防センターの整備	水辺の楽校3校目の設立と具体的に活動する団体等の体制整備	多摩川がつなぐ広域的なネットワークの形成
多摩川の流域自治体や市民団体連携		流域自治体や市民活動団体との連携		

政策体系（体系コード）
 7-1-1-1、7-1-1-2、7-1-1-3、7-1-1-4
 7-1-2-1、7-1-2-2、7-1-2-3

参加と協働による市民自治のまちづくり

(27) 自治と協働のしくみづくり

施策展開のポイント

- ・市民自治の確立をめざし、新たな自治のしくみの構築と運営を行う。
- ・豊かな市民協働社会の実現を図るため、市民と行政による協働のまちづくりを推進する。

現状・背景

地方分権改革が、国・地方間の制度改革から、市民の生活の場である自治体における分権改革へと、新たな段階を迎えている。これまで川崎市が積み重ねてきた自治や参加の様々な取組を踏まえ、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体の関係、自治の基本理念や自治運営の基本原則等を明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を行っていく必要がある。

高度経済成長の崩壊や本格的な少子高齢社会の到来等の環境変化のなかで、安心・安全で暮らしやすい地域社会をどのように築いていくかが、大きな課題となっている。他方で、こうした地域社会の抱える課題を、自らの手で解決しようとする市民活動が活性化しており、こうした市民活動の自主性・自律性を尊重しながら、一層の活性化に向けた支援施策を体系的に整備し、推進していく必要がある。

市民活動団体の多様性、地域性、先駆性等を地域課題解決に活かすため、市民と行政の協働型事業の拡充が必要となっている。

取組内容と達成目標

自治基本条例に基づき、住民投票条例やパブリックコメント制度の整備を図るとともに、（仮称）自治推進委員会を設置し、市民自治の確立に向けた取り組みを推進する。

達成目標 社会経済環境の変化と地方分権の本格化を踏まえた新たな自治のしくみづくりと市民と市との協働のまちづくりを推進する。

市、区、地域の各レベルにおける市民活動支援拠点を整備するとともに、それぞれの拠点レベルにおける支援施策を推進する。

達成目標 市民活動団体が地域課題の解決や新たな公共サービスの担い手として活動領域を拡大していく環境を整備する。

「協働のルール」を策定し、協働推進施策の体系的整備を進め、市民と行政の共通認識の確立と協働型事業の拡充を図る。

達成目標 協働のための施策整備、市民と行政の信頼関係に基づく地域発意、地域主導型の事業を確立する。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標
新たな自治のしくみの構築と運営	自治基本条例の策定手続	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づく市民自治制度の体系的整備 ・（仮称）自治推進委員会の設置・運営 ・住民投票条例の制定 ・パブリックコメント制度の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に基づく市民自治の確立 ・分権改革の推進 	市民自治の確立
市民と行政による協働のまちづくりの推進	市民活動の場の提供、市民活動助成制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ施策に関する検討委員会の設置 ・区、地域の支援拠点整備 ・協働のルール策定、協働推進の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ施策の推進 	豊かな市民協働社会の実現

政策体系（体系コード）
 7-2-1-1、7-2-1-2、7-2-2-1、7-2-2-2
 7-2-3-1、7-2-3-2、7-2-4-1、7-2-4-2
 7-2-4-4、7-3-2-1

参加と協働による市民自治のまちづくり

(28) 地域課題解決の推進と市民活動の支援

施策展開のポイント

- ・参加と協働による地域主体のまちづくりを進めるため、地域の課題を発見し、解決できる区役所づくりを進める。
- ・便利で快適なサービスが効率的、効果的かつ総合的に提供できるよう区役所の整備を進める。

現状・背景

地方分権改革の進展、少子高齢社会の到来、市民の価値観の多様化、地域における多様な市民活動の活発化等を背景として、地方自治体においては自己決定・自己責任の原則に基づく自治の仕組みを地域の中でいかに構築していくかが問われている。

政令指定都市である川崎市においては、市役所と市民の距離を縮め、市民にとって市政をより身近なものとするために、地域のことは地域で責任をもって決めていくことを基本に、市民に身近な行政機関である区役所を拠点とした区行政のあり方を見直していくことが重要課題となっている。

取組内容と達成目標

地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所づくりを進める。

達成目標 地域におけるまちづくり拠点、子育ての総合的支援拠点としての整備を進める。

地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所づくりを進める。

達成目標 区における市民活動支援体制の整備や市民利用施設のネットワーク化等を進める。

市民に便利で快適なサービスを効果的かつ効率的に提供する区役所づくりを進める。

達成目標 利便性の高い快適な窓口サービスの提供、コンタクトセンターの設置、区役所と支所・出張所等の機能分担と効率化等を進める。

地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所づくりを進める。

達成目標 区民会議の設置、区長の総合調整機能の強化、区予算の確立等を進める。

施策展開

	現 状	実行計画期間（2005～2007） での取組内容	10年間（2008～2014） での取組内容	達成目標	
地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所づくり 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所づくり 市民に便利で快適なサービスを効果的かつ効率的に提供する区役所づくり 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所づくり		地域におけるまちづくり支援体制の整備 子育て支援体制の整備	地域におけるまちづくり支援の推進 子育て支援の推進	地域におけるまちづくり拠点、子育ての総合的支援拠点としての整備	
		区の市民活動支援拠点整備のガイドライン策定・拠点整備 市民利用施設のネットワーク化		区における市民活動支援体制の整備や市民利用施設のネットワーク化等	
		区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化 利便性の高い快適な窓口サービスの提供		利便性の高い窓口サービスの提供、コンタクトセンターの設置、区役所と支所・出張所等の機能分担と効率化	
		仮称コンタクトセンター設置			
		区民会議の試行・本格実施 区長の総合調整規則の策定 区予算の確立（区役所費の創設）	区予算の確立		区民会議の設置、区長の総合調整機能の強化、区予算の確立等

資 料

基本構想におけるまちづくりの

まちづくりの基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる」

まちづくりの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

川崎の特徴や持続型社会の

基本政策体系

7の基本政策

- 安全で快適に暮らすまちづくり
- 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり
- 人を育て心を育むまちづくり
- 環境を守り自然と調和したまちづくり

30の政策の基本方向・90の基本施策

<p>暮らしの安全を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な安全の確保 救急体制の強化 良好な生活衛生環境の確保 <p>災害や危機に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機事象への的確な対応 防災対策の推進 消防力の強化 治水・雨水対策の推進 <p>身近な住環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な都市景観形成の推進 暮らしやすい住宅・住環境の整備 市民の提案や自主的な活動が活きるまちづくりの推進 <p>快適な地域交通環境をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域交通環境の整備 地域の生活基盤となる道路整備 バス輸送サービスの充実 総合的自転車対策の推進 <p>安定した供給・循環機能を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な水の安定供給 良好な下水道環境の形成 	<p>超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で共に支え合う福祉の推進 健康で生きがいを持つ地域づくり 介護予防の促進 介護サービスの充実 <p>障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害への理解と支え合いの促進 障害者の地域生活支援の充実 障害者の自立と社会参加の促進 <p>安心な暮らしを保障する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立生活に向けた取組の推進 確かな安心を支える給付制度の運営 <p>すこやかで健全に暮らす</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりの推進 地域での健康づくりのネットワーク化の推進 <p>地域での確かな医療を供給する</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療供給体制の確保 信頼される市立病院の運営 	<p>子育てで地域社会全体で支える</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てできる環境づくり 子どもがすこやかに育つ環境づくり 子育てを支援する体制づくり <p>子どもが生きる力を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どものすこやかな成長の保障 教育環境の整備 地域に開かれた特色ある学校づくり <p>生涯を通じて学び成長する</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいきと学び、活動するための環境づくり 地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援 <p>地域人材の多様な能力を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり 大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援 <p>人権を尊重し共に生きる社会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権・共生施策の推進 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進 平和施策の推進 	<p>環境に配慮し循環型のしくみをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止対策の推進 ごみをつくらない社会の実現に向けた取組の推進 環境配慮型社会の形成に向けた取組の推進 <p>生活環境を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域環境対策の推進 廃棄物対策の推進 <p>緑豊かな環境をつくりだす</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩丘陵の緑の保全と育成 魅力ある公園緑地や水と親しい空間の整備 協働の取組による緑の創出と育成 都市農地の多面的な機能の活用
--	--	---	---

基本構想の実現に向けて
分権の推進と市民自治の確立

新たな時代にふさわしい行財政システムの構築

基本目標と基本政策体系

持続可能な市民都市かわさき」をめざして

長所を活かし、実現に貢献する

自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

<p>活力にあふれ躍動するまちづくり</p> <p>川崎を支える産業を振興する</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 ものづくり産業の高度化・複合化と運動した産業の推進 まちづくりと連動した中小企業の経営環境の整備 都市農業の振興 <p>新たな産業をつくり育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> 新事業創出のしくみづくり 市民生活を支援する新たな産業の育成 新エネルギー産業の育成 科学技術を活かした研究開発基盤の強化 <p>就業を支援し勤労者福祉を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材を活かすしくみづくり 勤労者施策の推進 <p>川崎臨海部の機能を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨海部の産業再生 臨海部の都市再生 羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくり 広域連携による港湾物流拠点の形成 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生 <p>都市の拠点機能を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成 個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備 <p>基幹的な交通体系を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な交通幹線網の整備 地域の交通幹線網の整備 	<p>個性と魅力が輝くまちづくり</p> <p>川崎の魅力を育て発信する</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな観光の振興 音楽のまち・かわさきの推進 ホームタウンスポーツの振興 地域資源を活かした魅力づくり 都市イメージの向上 <p>文化・芸術を振興し地域間交流を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の文化・芸術活動の振興 個性ある多様な文化の振興 国際交流の推進 地域間交流の推進 <p>多摩川などの水辺空間を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩川の魅力を活かす総合的な取組 水とのふれあいの場づくり 	<p>参加と協働による市民自治のまちづくり</p> <p>自治と協働のしくみをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 分権時代の新たな自治のしくみづくり 協働のまちづくりの推進 <p>市民と協働して地域課題を解決する</p> <ul style="list-style-type: none"> 区における地域課題への的確な対応 区における市民活動支援施策の推進 便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供 市民参加による区行政の推進 <p>市民満足度の高い行政サービスを提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民本位の情報環境の整備 迅速で確かな総合相談サービスの提供
---	--	--

地域経営の確立

政策に反映すべき基本的視点

- 新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める
- 首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす
- 相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する
- 市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

1 まちづくりの基本方向

協働と協調をもとに、いきいきとすこやかに暮らせるまちをつくる

- ・さまざまな主体のパートナーシップに基づく協働のまちづくりを進める。
- ・広域的視点を大切に協調や機能分担・補完を適切に行いまちづくりを進める。

川崎の特徴や長所を活かし、持続型社会の実現に貢献する

- ・川崎が持つ特徴や長所、財産を活かしたまちづくりを進める。
- ・持続型社会の実現に貢献し国際的に存在感のあるまちづくりを進める。
- ・市民の自立的な活動が持続的・安定的に行われるまちづくりを進める。

自治と分権を進め、愛着と誇りを共有できるまちをつくる

- ・地域が主体となった課題解決や身近なまちづくりを進める。
- ・地域の力によって地域の魅力や個性を引き出すまちづくりを進める。
- ・川崎を代表する魅力を大きく育てるまちづくりを進める。

2 政策に反映すべき基本的視点

新たな時代にふさわしい価値観の創造と先駆的な取組を進める

- ・新たな時代における価値観や行動規範を創造する。
- ・持続型社会にふさわしい価値観に基づく取組を推進する。
- ・川崎が持つ特徴や長所を発揮して主体的で先駆的な取組を進める。

首都圏の好位置にある川崎としての個性を活かす

- ・首都圏の好位置にある利便性や優位性を活かした取組を進める。
- ・首都圏における位置づけや役割を認識して広域的視点から施策を進める。

相互信頼に基づき自立と自己決定を尊重する

- ・まちづくりの主体の相互信頼に基づくパートナーシップを確立する。
- ・市民や地域の自立に向けた活動を促し自己決定を尊重する。

市民が実感できる効果的な政策を経営的視点に立って創造する

- ・施策の効果を市民が実感できるかどうかを重視する。
- ・施策展開の着眼点を画一性重視から多様性重視へと転換する。
- ・身近な日常生活圏の課題解決に向けてきめ細やかな取組を進める。
- ・地域における既存の資源や財産を有効に活用する。
- ・行政運営を市民本位に進める顧客志向の考え方を重視する。
- ・多様な事業主体や事業手法を適切に選択する。